

上越市国民保護計画 資料編

令和2年12月

上 越 市

目次

1 関係機関

(1) 指定行政機関	1
(2) 指定地方行政機関	2
(3) 指定公共機関	3
(4) 指定地方公共機関	4
(5) 消防機関	5
(6) 新潟県	5
(7) 自衛隊	6
(8) 公共的団体	6
(9) 県内市町村	7
(10) 災害時応援協定等締結団体	8
(11) 上越市	9

2 避難施設	11
--------	----

3 防災行政無線局一覧表	22
--------------	----

4 備蓄物資状況	29
----------	----

5 安定ヨウ素剤等の保管状況	33
----------------	----

6 輸送

(1) 港湾施設(岸壁)の状況	34
(2) 漁港の状況	34
(3) 飛行場外離着陸場	35
(4) ヘリポート適地	35
(5) 輸送力の状況	39

7 医療機関

(1) 災害拠点病院	41
(2) 救護センター予定施設	41
(3) 病院の状況(上越保健所管内)	41
(4) 市立診療所の状況	42

8 生活関連等施設の該当基準	43
9 火葬場	46
10 様式	
(1) 公用令書	47
(2) 安否情報関連	49
(3) 被災情報関連	54
(4) 緊急通行車両関連	55
(5) 特殊標章関連	59
11 例規等	
(1) 上越市国民保護対策本部及び上越市緊急対処事態対策本部条例	66
(2) 上越市国民保護協議会条例	67
(3) 上越市国民保護協議会運営規程	68
(4) 上越市防災行政無線局（移動系）管理運用規程	70
(5) 上越市特殊標章等の交付に関する要綱	73
(6) 上越市国民保護協議会委員名簿	77
(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	78

1 関係機関

(1) 指定行政機関

平成 27 年 4 月現在

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区永田町2-11-1
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	千代田区霞が関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	千代田区霞が関3-2-2
文化庁	長官官房政策課	千代田区霞が関3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関1-2-2
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	千代田区霞が関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1
観光庁	総務課	千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部企画課	千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防護課	港区六本木1-9-9
防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町5-1

(2) 指定地方行政機関

平成 27 年 4 月現在

名称	担当部署	所在地
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)
信越総合通信局	総務課	長野市旭町1108 (長野第1合同庁舎)
関東財務局	総務部総務課	さいたま市中央区新都心1-1 (さいたま新都心合同庁舎1号館)
(新潟財務事務所)	総務課	新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館)
東京税関	総務部総務課総務第一係	江東区青海2-7-11 (東京港湾合同庁舎)
(新潟税関支署)		新潟市中央区竜が島1-5-4 (新潟港湾合同庁舎)
関東信越厚生局	総務課	さいたま市中央区新都心1-1 (さいたま新都心合同庁舎1号館)
新潟労働局	総務課	新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館)
北陸農政局	企画調整室	金沢市広坂2-2-60
(新潟支局)		新潟市中央区船場町2-3435-1
関東森林管理局	企画調整課	群馬県前橋市岩神町4-16-25
(上越森林管理署)		上越市大道福田555
関東経済産業局	総務企画部総務課	さいたま市中央区新都心1-1 (さいたま新都心合同庁舎1号館)
関東東北産業保安監督部	管理課	さいたま市中央区新都心1-1 (さいたま新都心合同庁舎1号館)
北陸地方整備局	企画部防災課	新潟市中央区美咲町1-1-1 (新潟美咲合同庁舎1号館)
北陸信越運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館)
東京航空局	総務部安全企画・保安対策課	千代田区九段南1-1-15 (九段第二合同庁舎)
(新潟空港事務所)	総務課	新潟市東区松浜町2350-4
東京管区气象台	総務部業務課	千代田区大手町1-3-4
(新潟地方气象台)	防災業務課	新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館)
第九管区海上保安本部	総務部総務課	新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館)
関東地方環境事務所	総務課	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
(新潟事務所)		新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館)
北関東防衛局	企画部地方協力基盤整備課	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)
(新潟防衛事務所)		新潟市中央区美咲町1-1-1 (新潟美咲合同庁舎1号館)

(3) 指定公共機関

平成 27 年 4 月現在

名称	担当部署	所在地
日本銀行	決済機構局業務継続企画課	中央区日本橋本石町2-1-1
(新潟支店)	総務課	新潟市中央区寄居町344
日本赤十字社	救護・福祉部救護課	港区芝大門1-1-3
(新潟県支部)		新潟市中央区関屋下川原町1-3-12
日本放送協会	報道局災害・気象センター	渋谷区神南2-2-1
(新潟放送局)		新潟市中央区川岸町1-49
日本郵便株式会社	経営企画部	千代田区霞が関1-3-2
(高田支店)		上越市大手町3-21
東日本高速道路株式会社	管理事業部事業統括チーム	千代田区霞が関3-3-2
(上越管理事務所)		上越市大字富岡1717-1
東日本電信電話株式会社	ネットワーク事業推進本部 サービス運営部災害対策室	新宿区西新宿3-19-2
(新潟支店)		新潟市中央区東堀通7-1017
中部電力株式会社	総務部防災グループ	愛知県名古屋市中区東新町1
(上越火力発電所)		上越市八千浦2
東京電力株式会社	総務・法務室防災グループ	千代田区内幸町1-1-3
(柏崎刈羽原子力発電所)		柏崎市青山町16-46
東北電力株式会社	総務部(防災・危機管理)	宮城県仙台市青葉区本町1-7-1
(上越営業所)		上越市大町2-2-24
電源開発株式会社	総務部総務・法務室(危機管理・防災)	中央区銀座6-15-1
西武バス株式会社	運輸管理部運輸管理課	埼玉県所沢市くすのき台1-11-2
佐川急便株式会社	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68
(上越店)		上越市大字富岡1804-1
西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町1
(上越支店)		上越市大字三田新田397-1
日本通運株式会社	業務部	港区東新橋1-9-3
(高田支店)		上越市大字黒井2767-1
福山通運株式会社	業務部	江東区越中島3-6-15
(上越支店)		上越市富岡3488
ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	中央区銀座2-16-10
(長岡支店)		長岡市新産1-2-3

名称	担当部署	所在地
西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田2-4-24
(金沢支社)		金沢市高柳町9-1-1
東日本旅客鉄道株式会社	総務部危機管理室	渋谷区代々木2-2-2
(上越妙高駅)		上越市大和5-191-3
(直江津駅)		上越市東町1-1
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマーサービス部危機管理室	千代田区大手町2-3-5 大手町ビル6F
KDDI株式会社	運用本部運用品質管理部運用統括グループ	新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル
株式会社NTTドコモ	サービス運用部災害対策室	千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー35F
(新潟支店)		新潟市中央区八千代1-3-9
ソフトバンクモバイル株式会社	総務本部リスクマネジメント部	港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

※県計画に記載があり、上越市に関係する機関を抜粋

(4) 指定地方公共機関

平成27年12月現在

名称	担当部署等	所在地
新潟県ガス協会	事務局	新潟市中央区東大通1-2-23
一般社団法人新潟県LPGガス協会	専務理事	新潟市中央区川岸町1-47-1
北越急行株式会社	総務課	南魚沼市六日町2902-1
公益社団法人新潟県バス協会	専務理事	新潟市中央区万代1-6-1 新潟交通(株)本社ビル内
新潟交通株式会社	乗合バス部	新潟市中央区万代1-6-1
越後交通株式会社	総務人事課	長岡市台町2-4-56
頸城自動車株式会社	監理課	上越市石橋2-12-52
佐渡汽船株式会社	総務部	新潟市中央区万代島9-1
公益社団法人新潟県トラック協会	業務部	新潟市中央区新光町6-4
新潟運輸株式会社	業務部	新潟市中央区女池北1-1-1
中越運送株式会社	総務部	新潟市中央区美咲町1-23-26
プリヴェ運輸株式会社	長岡支店	長岡市高島町825
上越運送株式会社	安全指導部	上越市頸城区西福島440-1
頸城運送倉庫株式会社	総務部	上越市上源入153-10
株式会社新潟放送 (BSN)	報道制作部	新潟市中央区川岸町3-18
株式会社新潟総合テレビ (NST)	経営管理部	新潟市中央区八千代2-3-1

名称	担当部署等	所在地
株式会社テレビ新潟放送網 (TeNY)	報道制作局	新潟市中央区新光町1-11
株式会社新潟テレビ21 (UX)	報道グループ	新潟市中央区下大川前通六ノ町2230-19
新潟県民エフエム放送株式会社 (FMポート)	編成局技術部	新潟市中央区万代2-1-1
株式会社エフエムラジオ新潟 (FM新潟)	放送営業部	新潟市中央区幸西4-3-5
エフエム上越株式会社 (FM-J)	放送課	上越市本町3-2-26
上越ケーブルビジョン株式会社 (JCV)	常務取締役	上越市西城町2-2-27
一般社団法人新潟県医師会	業務一課	新潟市中央区医学町通2-13
一般社団法人新潟県歯科医師会	業務課	新潟市中央区堀之内南3-8-13
公益社団法人新潟県看護協会	事務局	新潟市中央区川岸町2-11
えちごトキめき鉄道株式会社		上越市東町1-1

※県計画に記載があり、上越市に関する機関を抜粋

(5) 消防機関

令和2年12月現在

名称	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話	地域衛星通信ネットワーク※
上越地域消防局	上越市大字藤野新田 330番地 1	025-545-0199	025-545-0231	090-4539-0890	【衛星】-663-3349
上越南消防署	上越市北城町 1-16-1	025-525-1198	025-525-1202	—	—
上越消防署	上越市大字藤野新田 330番地 1	025-544-0119	025-544-1125	—	【衛星】-663-1311
新井消防署	妙高市諏訪町 1-7-8	0255-72-7119	0255-72-2234	—	—
頸北消防署	上越市柿崎区柿崎 631-2	025-536-6119	025-536-2274	—	—
頸南消防署	妙高市大字田切 629	0255-86-3119	0255-86-4200	—	—
東頸消防署	上越市安塚区松崎 639	025-592-0119	025-592-3089	—	—
上越南消防署 高土分遣所	上越市大字高津 424-2	025-528-4044	025-528-3154	—	—
上越消防署 名立分遣所	上越市名立区名立大町 365-1	025-537-2301	025-537-2302	—	—

(6) 新潟県

令和2年12月現在

名称	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話	地域衛星通信ネットワーク※	
新潟県防災局	危機対策課	新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1638	025-282-1640	—	【衛星】-401-823
	防災企画課	新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1604	025-282-1607	—	—
	消防課	新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1664	025-282-1667	—	—
	原子力安全対策課	新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1695	025-285-2975	—	—

名称	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話	地域衛星通信ネットワーク※	
放射線監視センター	柏崎市三和町5-48	0257-22-1090	0257-22-1092	—	—	
上越地域振興局	企画振興部	上越市本城町5-6	025-526-9303	025-524-5914	080-1319-0106	【衛星】-401-338-303
	地域整備部	上越市本城町5-6	025-526-9503	025-525-2392	080-1030-7189	【衛星】-401-338-653
	農林振興部	上越市本城町5-6	025-526-9573	025-526-4080	—	【衛星】-401-338-603
	健康福祉環境部	上越市春日山町3-8-34	025-524-6133	025-524-6998	080-1319-0108	—
	妙高砂防事務所	妙高市美守1-4-5	0255-72-4141	0255-72-4303	080-1030-7196	【衛星】-401-398-12
	直江津港湾事務所	上越市港町1-11-2	025-543-4167	025-544-4529	—	【衛星】-401-16-703-※10
	上越東維持管理事務所	上越市安塚区安塚720-1	025-592-3644	025-592-3659	080-1030-7192	【衛星】-401-328-208
上越東農林事務所	上越市安塚区安塚720-1	025-592-3622	025-592-3591	—	【衛星】-328-303	
上越警察署	上越市藤野新田1172	025-521-0110	025-522-4161	090-7265-5299	—	
妙高警察署	妙高市小出雲3-11-30	0255-72-0110	0255-72-6121	—	—	

(7) 自衛隊

平成27年4月現在

名称	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話	地域衛星通信ネットワーク※
陸上自衛隊第5施設群 (高田駐屯地)	上越市南城町3-7-1	025-523-5117	025-523-5117	—	【衛星】-673-30

(8) 公共の団体

令和2年12月現在

名称	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話	地域衛星通信ネットワーク※
えちご上越農業協同組合	上越市藤巻5-30	025-527-2001	025-527-2009	—	—
上越市漁業協同組合	上越市大字黒井2912	025-543-3013	025-544-7551	—	—
上越市町内会長連絡協議会	上越市木田1-1-3 (上越市役所内)	025-526-5111	025-526-6111	—	—
一般社団法人上越医師会	上越市春日野1-2-33	025-524-7111	025-522-2434	090-5514-2421	—
一般社団法人上越薬剤師会	上越市富岡3525	025-520-7611	025-520-7612	—	—
公益社団法人 新潟県柔道整復師会上越ブロック	上越市浦川原区印内宇江下 1530	025-599-3923	025-599-3923	—	—
公益社団法人新潟県看護協会 上越支部	妙高市田町2-4-7 (けいなん総合病院内)	0255-72-3161	0255-73-8102	—	—
特定非営利活動法人 新潟県災害救援機構	上越市三和区錦377-2	090-4827-887 7	025-532-2779	—	—
上越人権擁護委員協議会	上越市木田2-15-7 (新潟地方法務局上越支局内)	025-525-4133	025-525-4134	—	—
上越商工会議所	上越市新光町1-10-20	025-525-1185	025-522-0171	—	—

名 称	所在地	電話番号	F A X番号	衛星携帯電話	地域衛星通信ネットワーク※
直江津港排出油等防除協議会	上越市港町 1-11-20	025-543-4999	025-545-5999	—	—
公益社団法人 上越有線放送電話協会	上越市鴨島 1-2-39	025-523-6567	025-524-6127	—	—
株式会社上越タイムス社	上越市高土町 2-4-6	025-525-6666	025-525-0061	—	—
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	上越市寺町 2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内)	025-526-1515	025-526-1230	—	—
公益社団法人上越国際交流協会	上越市土橋 1914-3 (上越市市民プラザ内)	025-527-3615	025-522-8240	—	—
一般社団法人新潟県老人福祉施設 協議会 第5ブロック	上越市とよば 186 (悠久の里)	025-520-6388	025-520-6393	—	—
特定非営利活動法人 マミーズ・ネット	上越市中中原 1	025-526-1099	025-526-1099	—	—

(9) 県内市町村

令和2年12月現在

市町村名	担当部署	所在地	電話番号	F A X番号
新潟市	危機管理防災局危機対策課	新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1	025-226-1146	025-224-0768
長岡市	危機管理防災本部	長岡市大手通 1-4-10	0258-39-2262	0258-39-2283
三条市	総務部行政課	三条市旭町 2-3-1	0256-34-5517	0256-34-5691
柏崎市	危機管理部防災・原子力課	柏崎市中央町 5-50	0257-21-2316	0257-21-5980
新発田市	地域安全課	新発田市中央町 3-3-3	0254-28-9510	0254-22-3110
小千谷市	危機管理課	小千谷市城内 2-7-5	0258-83-3515	0258-83-2789
加茂市	総務課	加茂市幸町 2-3-5	0256-52-3122	0256-53-2729
十日町市	総務部防災安全課	十日町市千歳町 3-3	025-757-3197	025-752-2122
見附市	企画調整課	見附市昭和町 2-1-1	0258-62-3729	0258-63-1006
村上市	総務課危機管理室	村上市三之町 1-1	0254-53-3365	0254-53-6932
燕市	総務部防災課	燕市吉田西太田 1934	0256-77-8381	0256-77-8305
糸魚川市	消防本部消防防災課	糸魚川市南寺島 2-10-20	025-552-2311	025-552-6925
妙高市	総務課危機管理室	妙高市栄町 5-1	0255-74-0002	0255-72-9841
五泉市	総務課	五泉市大字太田 1094-1	0250-43-3911	0250-42-5151
阿賀野市	総務部危機管理課	阿賀野市岡山町 10-15	0250-25-7194	0250-62-0281
佐渡市	総務部防災管財課	佐渡市千種 232	0259-63-5135	0259-63-3300
魚沼市	総務課危機管理室	魚沼市小出島 910	025-792-9214	025-792-9500
南魚沼市	総務部総務課	南魚沼市六日町 180-1	025-773-6660	025-772-3055
胎内市	総務課	胎内市親和町 2-10	0254-43-6102	0254-43-5502
聖籠町	生活環境課	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4	0254-27-1962	0254-27-2119

市町村名	担当部署	所在地	電話番号	FAX番号
弥彦村	総務課	西蒲原郡弥彦村大字矢作 402	0256-94-3131	0254-94-3216
田上町	総務課	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070	0256-57-6222	0256-57-3112
阿賀町	総務課	東蒲原郡阿賀町津川 580	0254-92-3113	0254-92-5479
出雲崎町	総務課	三島郡出雲崎町大字川西 140	0258-78-2290	0258-78-4483
湯沢町	総務管理課	南魚沼郡湯沢町大字神立 300	025-784-3451	025-784-1818
津南町	総務課	中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585	025-765-3112	025-765-4625
刈羽村	総務課	刈羽郡刈羽村大字害町新田 215-1	0257-45-3912	0257-45-2818
関川村	総務課	岩船郡関川村大字下関 912	0254-64-1476	0254-64-0079
粟島浦村	総務課	岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513-11	0254-55-2111	0254-55-2159

(10) 災害時応援協定等締結団体

平成 27 年 4 月現在

区分	締結先	協定書名称	備考	締結日
自治体との相互応援	東京都荒川区	荒川区と旧吉川町との非常災害時等における相互応援に関する協定	友好都市（旧吉川町締結）	H7. 8. 5
	糸魚川市	上越地方市町村連絡協議会災害時相互応援協定	上越地域市町村（糸魚川市、旧能生町、旧青海町）	H7. 8. 25
	妙高市		上越地域市町村（旧新井市、旧妙高村、旧妙高高原町）	
	十日町市		上越地域市町村（旧松代町、旧松之山町）	
	北海道岩内郡岩内町	姉妹都市災害時相互応援協定	姉妹都市	H7. 10. 22
	上田市	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	姉妹都市	H7. 10. 22
	静岡市	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	姉妹都市（旧清水市）	H7. 10. 22
	室蘭市		姉妹都市	
	米沢市	姉妹都市災害時相互応援協定	姉妹都市	H7. 10. 22
	佐渡市	友好都市災害時相互応援協定	友好都市（旧小木町）	H7. 10. 22
	長野市	災害時相互応援協定		H7. 10. 26
	館林市	榑原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定	榑原公ゆかり都市	H8. 5. 29
	豊田市			
	姫路市			
	群馬県邑楽郡板倉町	群馬県板倉町と旧板倉町との災害時相互応援協定	姉妹都市（旧板倉町締結）	H8. 10. 4
	全国施行時特例市（当市を含め 31 市）	全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定	特例市（東日本ブロック 20 市、西日本ブロック 11 市）	H19. 4. 1
静岡市	災害時相互応援に関する協定	集客プロモーションパートナー都市協定	H24. 7. 20	
長野市				

区分	締結先	協定書名称	備考	締結日
	甲府市			
	大垣市	災害時における相互応援に関する協定	松尾芭蕉の奥の細道ゆかりの地など	H24. 8. 6

(11) 上越市

令和2年12月現在

名称	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話	地域衛星通信ネットワーク※
上越市役所	上越市木田 1-1-3	025-526-5111	025-526-5061 (防災危機管理部直通)	090-1552-9695 090-1550-6044	【衛星】-651-10
南出張所	上越市本町 3-2-26 (雁木通りプラザ内)	025-525-4151	025-525-4152	—	—
北出張所	上越市中央 1-16-1 (レインボーセンター内)	025-544-2111	025-544-2113	—	—
教育プラザ	上越市下門前 1770	025-545-9243	025-545-9272	—	—
安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 722-3	025-592-2003	025-592-3505	090-1991-4945 090-4935-2212	—
浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5	025-599-2301	025-599-2225	090-1536-7725 090-4380-5884	—
大島区総合事務所	上越市大島区岡 3220-3	025-594-3101	025-594-3105	090-1535-9202 090-4548-5342	—
牧区総合事務所	上越市牧区柳島 522	025-533-5141	025-533-5135	090-1990-6279 090-2170-3858	—
柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎 6405	025-536-2211	025-536-2227	090-1432-9716 090-3230-2896	—
大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜 1081-1	025-534-2111	025-534-5532	090-2162-2462 090-3203-1117	—
頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町 636	025-530-2311	025-530-2001	090-4935-0013 090-3205-8243	—
吉川区総合事務所	上越市吉川区下町 1126	025-548-2311	025-548-3011	090-4549-7089 090-3230-7689	—
中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢 986-1	0255-74-2411	0255-74-2567	090-4548-8774 090-3203-0857	—
板倉区総合事務所	上越市板倉区針 722-1	0255-78-2141	0255-78-3984	090-4935-3884 090-3230-1048	—
清里区総合事務所	上越市清里区荒牧 18	025-528-3111	025-528-3114	090-4548-8383 090-3404-9456	—
三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口 444	025-532-2323	025-532-2623	090-2663-6047 090-3202-9931	—
名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365-1	025-537-2121	025-537-2973	090-4936-0121 090-8945-9360	—
上越市ガス水道局	上越市木田 1-1-3	025-522-5512	025-525-9969	080-1221-5697 080-1221-5698	—
上越市ガス水道局 東部営業所	上越市浦川原区釜淵 5 (浦川原区総合事務所)	025-599-2993	025-599-2995	—	—
上越市ガス水道局 北部営業所	上越市柿崎区直海浜 1386	025-536-2261	025-536-2262	—	—
上越市ガス水道局 中郷区営業所	上越市中郷区藤沢 986-1 (中郷区総合事務所)	0255-74-2356	0255-74-3288	—	—
上越市ガス水道局 南部営業所	上越市清里区荒牧 18 (清里区総合事務所)	025-528-3130	025-528-7552	—	—

名 称	所在地	電話番号	F A X番号	衛星携帯電話	地域衛星通信ネットワーク※
上越市消防団	上越市木田 1-1-3 (上越市役所内)	025-526-5111	025-526-5061	—	—

※ 地域衛星通信ネットワークの【衛星】は、各発信局固有の衛星回線選択番号

例：市役所から上越地域消防局にかける時 8-663-3349

2 避難施設

令和2年12月現在

地区	名称	住所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンクリート造	階数
高田区	旧北本町保育園	北本町3-8-1	025-526-5111 (保育課)	291	875	○	2
	東本町小学校	東本町2-2-7	025-523-2446	235	1,567.89	○	4
	上越高等学校	寺町3-4-34	025-523-2601	423	2,818	○	4
	大町小学校	大町3-2-32	025-523-7245	238	1,586.61	○	4
	大手町小学校	大手町2-20	025-524-6160	191	1,277	○	4
	高田南城高等学校	南城町3-3-8	025-523-7672	241	1,613	○	3
	城北中学校	栄町4-24	025-523-7266	399	2,659.38	○	3
	東本町保育園	東本町3-6-27	025-523-3767	208	625	○	2
	上越教育大学附属小学校	西城町1-7-1	025-522-6956	139	924	○	3
	高田北城高等学校	北城町2-8-1	025-522-1164	275	1,836	○	4
	城東中学校	本城町4-60	025-522-1168	199	1,328	○	3
	上越総合技術高等学校	本城町3-1	025-525-1160	234	1,563	○	4
	高田農業高等学校	東城町1-4-41	025-524-2260	167	1,116	○	4
	高田高等学校	南城町3-5-5	025-526-2325	335	2,234	○	3
	高田城址公園	本城町44-1	025-526-5111 (都市整備課)	38,790	38,790		—
	新道区	城西中学校	南新町3-3	025-523-7222	282	1,883	○
南本町小学校		南本町3-9-1	025-523-2445	181	1,204.66	○	3
富岡小学校		富岡3117	025-523-2843	174	1,160.19	○	3
稲田小学校		稲田1-6-7	025-523-2864	269	1,787.5	○	4
金谷区	新潟県立看護大学	新南町240	025-526-2811	198	1,323	○	3
	JA えちご上越カーセンター上越	鴨島1196	025-525-6515	97	293		
	下正善寺集落開発センター	下正善寺1299-3	025-526-2484	58	176		
	飯小学校	飯1946	025-523-3810	340	2,264.64	○	3
	宇津尾ふれあいセンター	宇津尾地内	025-526-5111 (危機管理課)	35	105		1
	中ノ俣地区多目的研修センター	中ノ俣529	025-541-2130	111	335	○	2
	寺町駐車場	大貫3-4631-1	025-526-5111 (施設経営管理室)	9,625	9,625		—
	高田西小学校	大貫2-1-1	025-525-1501	247	1,641.72	○	3
	関根学園高等学校	大貫2-9-1	025-523-2702	305	2,028	○	3
	高田商業高等学校	中田原90-1	025-523-2271	299	1,992.1	○	3
黒田小学校	黒田463-1	025-523-3811	107	717	○	3	
かなやの里更生園・体育館	大字下馬場576-78	025-522-1961	216	650		1	

地区	名称	住所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンクリート造	階数
春日区	上越教育大学	山屋敷町1	025-521-3211	377	2,511		
	春日保育園	春日山町1-3-23	025-524-1404	633	1,901	○	2
	春日小学校	大豆1-13-11	025-523-3859	571	3,810.9	○	3
	春日中学校	春日野1-9-3	025-522-4811	509	3,393.57	○	3
	上越市総合体育館	木田1-17-33	025-525-4119	391	2,606	○	3
	高志小学校	木田3-1-25	025-523-3858	264	1,757.95	○	3
	上越市市民プラザ駐車場	土橋1914-3	025-527-3611	9,000	9,000		—
区 諏訪	諏訪小学校	上真砂2040	025-520-2103	96	638.82	○	3
津有区	虫川会館	虫川地内	025-526-5111 (危機管理課)	17	52		
	荒屋会館	荒屋1217	025-526-5111 (危機管理課)	16	50		
	戸野目小学校	戸野目682	025-524-1275	234	1,559.74	○	3
	四ヶ所会館	四ヶ所357-1	025-526-5111 (危機管理課)	83	250		
	津有地区公民館	平成町533-1	025-524-8948	201	604		2
	雄志中学校	下池部707	025-523-2404	185	1,234	○	3
	四辻町多目的研修センター	四辻町151	025-526-5111 (危機管理課)	102	307		
	ファームセンター	本新保564	025-522-0700	80	533	○	
	上雲寺小学校	上雲寺16	025-528-4055	115	766	○	3
三郷区	三郷小学校	長者町442-1	025-523-3559	142	951	○	3
	秋雨苑駐車場	下四ツ屋地内	025-526-5111 (危機管理課)	50	150		1
	稲塚集落開発センター	下稲塚地内	025-526-5111 (危機管理課)	44	132		
和田区	下新田ふれあいセンター	下新田55	025-526-5111 (危機管理課)	10	30		
	日精メタルワークス株式会社	島田2490-1	025-527-3380	213	640	○	
	ラーバンセンター	大和6-3-30	025-526-1711	173	1,151	○	
	大和小学校	大和2-13-3	025-523-5392	305	2,032.68	○	3
	和田地区多目的研修センター	石沢1751-2	025-522-3261	93	280		
	石沢公会堂	石沢地内	025-526-5111 (危機管理課)	55	165		
	和田小学校	上箱井202	025-523-3330	172	1,147.6	○	3
高士区	高和町上剣会館	高和町地内	025-526-5111 (危機管理課)	68	206		
	元屋敷町内会館	元屋敷367-2	025-526-5111 (危機管理課)	38	116		
	高士小学校	高津49	025-528-4014	146	976.98	○	3
	高士地区多目的研修センター	北方1317	025-528-3397	39	117		2
	稲谷会館	大字稲谷1011-1	025-526-5111 (危機管理課)	33	99		

地区	名称	住所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンクリート造	階数
区 高土	大口公民館	大口 491	025-526-5111 (危機管理課)	24	73		
直江津区	虫生岩戸地内高台① (薬師山入口付近)	虫生岩戸地内	025-526-5111 (危機管理課)	140	140		—
	国府二丁目町内会館	国府 2 丁目 4-31	025-544-7970	75	225		1
	虫生岩戸町内会館	虫生岩戸 479-1	025-526-5111 (危機管理課)	13	40		
	劔神社境内	虫生岩戸地内	025-526-5111 (危機管理課)	255	255		—
	虫生岩戸地内高台② (三ノ輪台入口付近)	虫生岩戸地内	025-526-5111 (危機管理課)	150	150		—
	びょうぶ谷野球場	居多 1043-2	025-526-5111 (スポーツ推進課 (指定管理者・上越市スポーツ協会))	16,190	16,190		—
	親鸞聖人上陸の地	五智 6-173-1	025-526-5111 (施設経営管理室)	1,222	1,222		—
	国府小学校	五智 4-1-10	025-543-2484	500	3,334.12	○	3
	直江津中等教育学校	西本町 4-20-1	025-543-2325	142	946	○	3
	上越市立水族博物館駐車場	五智 2-15-15	025-543-2449 (教育総務課)	8,972	8,972		—
	直江津中学校	西本町 4-15-2	025-543-2701	227	1,511	○	3
	旧中央保育園	中央 2-3-36	025-526-5111 (保育課)	989	989	○	2
	えびす神社境内	中央 4-10	025-526-5111 (危機管理課)	1,731	1,731		—
	直江津小学校	住吉町 3-5	025-543-2645	153	1,018	○	3
	直江津南小学校	中央 1-7-1	025-543-2219	329	2,196.37	○	4
	レインボーセンター	中央 1-16-1	025-544-2111	290	1,931	○	
	新潟労災病院	東雲町 1-7-12	025-543-3123	施設管理者と協議中			
	直江津港佐渡汽船ターミナル	港町 1-9-1	025-544-1234	1,139	1,139	○	
	直江津港湾合同庁舎	港町 1-11-20	025-543-2388	40	66	○	
	港町特定公共賃貸住宅	港町 2-6-4	025-526-5111 (建築住宅課)	215	215	○	13
	古城小学校	港町 2-16-1	025-543-2167	125	834.15	○	3
	諏訪神社境内	高崎新田 119	025-526-5111 (危機管理課)	242	242		—
	信越化学株式会社古城寮	港町 2-1-2	025-526-5111 (危機管理課)	266	266	○	
有田区	カルチャーセンター	春日新田 2-19-1	025-543-7188	464	3,096	○	
	JA えちご上越有田支店	春日新田 5-3-30	025-543-2661	70	468.6	○	
	リージョンプラザ上越	下門前 446-2	025-544-2122	880	5,868	○	
	春日新田小学校	春日新田 1274	025-543-4256	272	1,818	○	3
	直江津東中学校	安江 282-1	025-543-2729	178	1,188	○	3

地区	名称	住所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンクリート造	階数
有田区	旧小猿屋小学校	小猿屋 205-2	025-545-9263	150	995.92	○	3
	有田小学校	安江 42	025-531-3055	309	2,059	○	3
八千浦区	八千浦小学校	下荒浜 782-1	025-543-2784	230	1,531.93	○	3
	八千浦中学校	下荒浜 879	025-543-2783	189	1,259.01	○	3
	夷浜保育園	夷浜 154	025-543-2540	222	666		1
保倉区	上越マテリアル株式会社	下名柄 1618-1	025-539-1008	36	110	○	
	上越市汚泥リサイクルパーク	小泉 947	025-520-2088	70	212	○	2
	上吉野町内会館・上吉野愛宕の園	上吉野 561-2 (上吉野町内会館) 上吉野 1912-1 (上吉野愛宕の園)	025-520-2835 (上吉野町内会館) 025-539-1855 (上吉野愛宕の園)	406	1,219		
	保倉小学校	上吉野 146-2	025-520-2050	265	1,767.96	○	3
	駒林町内会館	大字駒林 1105-2	025-520-2054	48	145		
	下百々集落開発センター	下百々地内	025-526-5111 (危機管理課)	31	93		
	保倉体育館	上吉野 1640-1	025-520-2033 (公民館 保倉分館)	219	658		
訪北 区 諏	北諏訪小学校	上千原 165	025-543-3514	123	823	○	3
谷浜・桑取区	茶屋ヶ原公会堂	茶屋ヶ原地内	025-526-5111 (危機管理課)	13	40		
	吉浦会館	吉浦地内	025-526-5111 (危機管理課)	24	73		
	鍋ヶ浦公会堂	鍋ヶ浦地内	025-526-5111 (危機管理課)	10	30		
	丹原ふれあいセンター	丹原 2780-1	025-526-5111 (危機管理課)	89	89		
	谷浜小学校	有間川 445	025-546-2012	128	850.48	○	2
	有間川保育園跡地	有間川 1334	025-526-5111 (危機管理課)	494	494		—
	諏訪神社境内	有間川 851	025-526-5111 (危機管理課)	340	340		—
	流泉寺境内	有間川 838	025-526-5111 (危機管理課)	322	322		—
	長浜地内高台① (アマゲ平)	長浜地内	025-526-5111 (危機管理課)	565	565		—
	長浜地内高台② (アマゲ平)	長浜地内	025-526-5111 (危機管理課)	300	300		—
	長浜地内高台③ (阿比多神社)	長浜 904	025-526-5111 (危機管理課)	575	575		—
	長浜地内高台④ (長浜町内会館上付近)	長浜地内	025-526-5111 (危機管理課)	1,000	1,000		—
	長浜町内会館	長浜 1017-1	025-546-2401	82	248		
	長浜地内高台⑤ (谷浜西バス停下付近)	長浜地内	025-526-5111 (危機管理課)	1,000	1,000		—
	悦翁寺境内	長浜 1360	025-526-5111 (危機管理課)	254	254		—
西栄寺境内	長浜 1375	025-526-5111 (危機管理課)	129	129		—	

地区	名称	住所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンクリート造	階数
谷浜・桑取区	長浜地内高台⑥(秋葉山)	長浜地内	025-526-5111(危機管理課)	500	500		—
	デイサービス谷浜駐車場	長浜 1850	025-526-5111(危機管理課)	806	806		—
	高住ふれあいセンター	高住 849	025-526-5111(危機管理課)	29	88		1
	小池町内会館	小池地内	025-526-5111(危機管理課)	33	99		1
	西横山会館	西横山 306-1	025-526-5111(危機管理課)	23	69		1
	西吉尾集落センター	西吉尾 171	025-526-5111(危機管理課)	24	73		
	桑取地区多目的研修センター	増沢 966	025-541-2300	50	333	○	2
	くわどり湯ったり村	皆口 601	025-541-2511	892	2,678	○	
安塚区	松崎地区集落開発センター	安塚区松崎 282-6	025-592-9503	57	172		2
	安塚小学校	安塚区安塚 2575	025-592-2017	200	1,333	○	3
	安塚中学校	安塚区石橋 6	025-592-2022	243	1,622	○	3
	安塚B&G海洋センター	安塚区和田 559	025-592-3210	189	1,263	○	
	切越地区集落開発センター	安塚区切越 66-1	025-592-2828	44	133		2
	菅沼地区集落開発センター	安塚区菅沼 1129-1	025-592-2003(安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ)	34	104		2
	真萩平地区集落開発センター	安塚区真萩平 880-1	025-592-2003(安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ)	53	160		2
	伏野地域生涯学習センター・校舎	安塚区真萩平 2793	025-592-2003(安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ)	126	380	○	3
	中川地域生涯学習センター・校舎	安塚区坊金 1066-2	025-592-2112	203	611	○	3
	六夜山荘	安塚区細野 1151-1	025-592-2698	147	442		2
	行野地区集落開発センター	安塚区行野 1048	025-592-2003(安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ)	43	131		2
	安塚克雪管理センター	安塚区円平坊 234-2	025-592-2003(安塚区総合事務所 総務・地域グループ)	27	180	○	2
	船倉地域生涯学習センター・体育館	安塚区上船倉 804	025-592-2003(安塚区総合事務所 教育・文化グループ)	84	559		2
	菱里地域生涯学習センター・体育館	安塚区円平坊 941	025-592-2003(安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ)	263	790		3
須川地域生涯学習センター・体育館	安塚区須川 9005	025-592-2003(安塚区総合事務所 教育・文化グループ)	78	520			
浦川原区	上岡ふれあいセンター	浦川原区上岡 400-3	025-599-2301(浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ)	50	152		1
	春和荘	浦川原区東俣 616	025-599-2301(浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ)	17	52		1

地区	名 称	住 所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンク リート造	階数
浦川原区	上柿野集会所	浦川原区上柿野 496-1	025-599-2306	33	99		2
	上猪子田集会所	浦川原区上猪子田 388	025-599-3107	24	72		1
	旧末広小学校	浦川原区飯室 927	025-599-2104 (浦川原区総合事務所 教育・文化グループ)	71	471	○	3
	今熊集会所	浦川原区今熊 237	025-599-2301 (浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ)	20	61		1
	山本集会所	浦川原区山本 788	025-599-3716	39	119		2
	桜島集会所	浦川原区桜島 175	025-599-3865	43	131		1
	浦川原体育館	浦川原区六日町 150	025-599-2356	252	1,682	○	2
	浦川原小学校	浦川原区横川 321	025-599-2200	167	1,114	○	3
	菱田集会所	浦川原区菱田 119	025-599-2301 (浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ)	38	115		2
	浦川原保健センター・高齢者生活福祉センター	浦川原区顕聖寺 242-2	025-599-3871	172	517	○	2
	浦川原地区公民館	浦川原区釜淵 5	025-599-2104	113	340	○	3
	虫川集会所	浦川原区虫川 607-1	025-599-2528	47	141		2
	旧中保倉小学校	浦川原区小谷島 47	025-599-2104 (浦川原区総合事務所 教育・文化グループ)	104	695	○	3
	霧ヶ岳温泉ゆあみ	浦川原区小谷島 1217-1	025-599-2302	46	138		2
	青雲荘	浦川原区法定寺 472-1	025-599-2301 (浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ)	46	138		2
	熊沢集会場	浦川原区熊沢 1208-1	025-599-3823	36	109		2
	横住総合交流促進センター	浦川原区横住 124	025-599-3312	60	181		2
	月影の郷・校舎	浦川原区横住 410	025-599-3302	45	298.24	○	
	坪野ふれあいセンター	浦川原区坪野 1137-1	025-599-2301 (浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ)	17	53		1
	谷集会所	浦川原区谷 1139	025-599-3181	66	198		2
大島区	大島旭農村環境改善センター	大島区田麦 1078	025-594-3052	38	255	○	2
	板山多目的共同利用施設	大島区板山 1227-1	025-594-3079	85	255		2
	上達多目的共同利用施設	大島区上達 627-1	025-594-3101 (大島区総合事務所 総務・地域振興グループ)	59	178		2
	大島生活改善センター	大島区大島 956-3	025-594-3101 (大島区総合事務所 総務・地域振興グループ)	20	130	○	2
	大島地域生涯学習センター	大島区仁上 5607	025-594-3101 (大島区総合事務所 教育・文化グループ)	211	635		1

地区	名 称	住 所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンク リート造	階数
大島区	西沢集落開発センター	大島区仁上 2258-1	025-594-2941	43	131		2
	菖蒲農村環境改善センター	大島区菖蒲 835	025-594-2031	29	190	○	2
	大島小学校	大島区大平 3735	025-594-3132	102	680	○	3
牧区	牧坪山多目的利用施設	牧区坪山 978-1	025-533-5556	42	128		2
	平方多目的集会施設	牧区平方 194	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	14	42		2
	大月交流促進センター	牧区大月 285	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	20	132		2
	檜谷多目的活動施設	牧区檜谷 1014	025-533-5692	44	133		2
	池舟多目的利用施設	牧区池舟 199-5	025-533-5420	42	128		2
	宮口公会堂	牧区宮口 1124-16	025-533-6706	43	130		2
	牧山口活性化センター	牧区山口 375-1	025-533-5148	50	150		2
	荒井活性化センター	牧区荒井 523-2	025-533-6175	41	125		2
	落田公会堂	牧区落田 424	025-533-5746	61	183		2
	東松ノ木公会堂	牧区東松ノ木 671-2	025-533-5810	42	127		2
	牧コミュニティプラザ・牧体育館	牧区田島 705-10	025-533-5130	247	1,646	○	3
	小川公会堂	牧区国川 1012-1	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	51	153		2
	田島町内会館	牧区田島 462-1	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	38	116		2
	岩神多目的集会施設	牧区岩神 1131-2	025-533-6296	99	297		2
	川辺中央集落センター	牧区桜滝 237-9	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	36	109		2
	牧ふれあい体験交流施設	牧区原 991	025-529-3150	33	215.98		2
	棚広集会所	牧区棚広 1787-1	025-533-5546	50	152		2
	川辺南部集落開発センター	牧区府殿 479-1	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	55	166		2
	平山集落開発センター	牧区平山 711	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	37	113		2
	片町集会所	牧区片町 414	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	34	104		2
七森集会所	牧区七森 75	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	29	87		1	
切光活性化センター	牧区切光 2111-9	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	42	126		2	
泉集落センター	牧区泉 592-1	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	33	100		2	

地区	名 称	住 所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンクリート造	階数
牧区	高谷活性化センター	牧区高谷 502-2	025-533-5518	53	161		2
	川上笑学館	牧区切光 1438	025-533-5079	16	107		2
	今清水集会所	牧区今清水地内	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	20	61		2
	高尾活性化センター	牧区高尾 844-1	025-533-6335	29	191		2
	白峰山菜加工所	牧区棚広 2628-2	025-533-5141 (牧区総合事務所 総務・地域振興グループ)	33	101		2
柿崎区	上下浜小学校	柿崎区上下浜 569	025-536-2382	157	1,048.1	○	3
	柿崎体育館	柿崎区直海浜 1155	025-536-2479	142	946		2
	柿崎保健センター	柿崎区柿崎 6405	025-536-2211	178	1,189.39	○	6
	久比岐高等学校	柿崎区柿崎 7075	025-536-2379	244	1,627	○	4
	柿崎中学校	柿崎区法音寺 392-1	025-536-2496	324	2,161	○	4
	柿崎総合体育館 (かきざきドーム)	柿崎区法音寺 730-1	025-536-6636	1,107	7,380	○	3
	竹鼻公民館	柿崎区竹鼻 736	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	14	44		
	下中山公民館	柿崎区下中山 1095-1	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	13	41		
	雁海区民会館	柿崎区雁海 310-1	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	6	20		
	小萱公民館	柿崎区小萱 1845	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	19	59		
	水野集落センター	柿崎区水野 413	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	44	132		
	城腰部落会館	柿崎区城腰 429	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	27	82		
	江島公民館	柿崎区江島新田 525-1	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	15	45		
	上直海営農研修センター	柿崎区上直海 976	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	20	60		
	下黒川小学校	柿崎区柳ヶ崎 707	025-536-2467	152	1,010	○	3
	柿崎地区公民館黒川分館	柿崎区岩手 690-1	025-536-5603	75	500	○	2
	柿崎川浄水場	柿崎区上中山 1	025-535-3232	26	79	○	2
	東横山会館	柿崎区東横山 867	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	22	67		
	南黒岩会館	柿崎区黒岩 3367	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	19	58		
	北黒岩会館	柿崎区黒岩 787	025-536-2211 (柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ)	34	102		

地区	名称	住所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンクリート造	階数
大潟区	犀潟町内会館	大潟区犀潟 124-6	025-534-2111(大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ)	109	328		1
	渋柿浜町内会館	大潟区渋柿浜 134-1	025-534-2111(大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ)	123	370		1
	上小船津浜町内会館	大潟区上小船津浜 783	025-534-4210	99	299		1
	下小船津浜町内会館	大潟区下小船津浜 902	025-534-5757	107	321		2
	大潟町小学校	大潟区土底浜 1621	025-534-2028	448	2,985.14	○	3
	大潟地区公民館	大潟区土底浜 1079-1	025-534-4367	53	350	○	3
	大潟体育センター	大潟区岩野古新田 657-1	025-534-4552	127	844		2
	大潟町中学校	大潟区潟町 575	025-534-2135	153	1,017	○	3
	鶴の浜人魚館	大潟区九戸浜 241-8	025-534-6211	213	1,420	○	2
	雁子浜町内会館	大潟区雁子浜 409-2	025-534-2111(大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ)	87	263		2
	新潟県立大潟水と森公園	大潟区潟町 1381	025-534-6190	50	150		—
	大潟あさひ土地改良区	大潟区内雁子新田 522-1	025-546-7415	100	302		—
	長崎町内会館	大潟区長崎 58-1	025-534-6502	87	261		2
頸城区	西福島一区振興センター	頸城区西福島 243	025-530-2311(頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ)	25	75		
	南川小学校	頸城区上吉 414	025-530-2027	388	2,588.46	○	3
	頸城地区公民館南川分館	頸城区松本 243-6	025-530-4550	109	729	○	2
	頸城地区公民館西部分館	頸城区松橋 313	025-530-2311(頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ)	51	338	○	2
頸城区	ユートピアくびき希望館	頸城区百間町 716	025-530-2360	429	2,857	○	2
	頸城中学校	頸城区潟口 60	025-530-2405	260	1,734	○	3
	頸城地区公民館大坂井分館	頸城区大坂井 222-1	025-530-2311(頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ)	49	327	○	2
	明治小学校	頸城区日根津 2929	025-530-2406	119	795.4	○	3
	両増田公民館	頸城区中増田 381-2	025-530-2041	24	72		
	畑ヶ崎ふれあいセンター	頸城区手島 3078	025-530-2311(頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ)	14	44		
	矢住集会所	頸城区矢住 920-1	025-530-2311(頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ)	9	29		
	大蒲生田公民館	頸城区大蒲生田 717-1	025-530-2311(頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ)	17	53		
	玄僧集落開発センター	頸城区玄僧 1642	025-530-2311(頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ)	21	64		
	頸城地区公民館明治南分館	頸城区花ヶ崎 591	025-530-2311(頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ)	50	338	○	2

地区	名 称	住 所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンクリート造	階数
吉川区	吉川ゆったりの郷ゲートボール場	吉川区長峰 100	025-548-3911	109	329		2
	吉川小学校	吉川区原之町 1819	025-548-2014	257	1,715.08	○	3
	赤沢ふれあいセンター	吉川区赤沢 1627	025-512-7003	29	87		1
	後生寺集会場	吉川区後生寺 471-1	025-548-3410	8	26		1
	吉川スカイトピア遊ランド	吉川区坪野 1458-2	025-547-2221	201	1,339	○	2
	吉川地区公民館川谷分館	吉川区川谷 3351	025-548-2311 (吉川区 総合事務所 教育・文化グループ)	107	323	○	1
	吉川旭地域生涯学習センター	吉川区梶 257-2	025-548-2311 (吉川区 総合事務所 教育・文化グループ)	101	676	○	1
	町田集落開発センター	吉川区吉川区町田 239-1	025-512-1481	33	99		1
	東田中生産組合	吉川区東田中 187-1	025-548-3643	100	300	○	1
	旧スズクラ泉谷工場	吉川区泉谷 48-2	025-548-2311 (吉川区 総合事務所 総務地域振興グループ)	66	200	○	2
	源地域生涯学習センター	吉川区山直海 801-1	025-548-2311 (吉川区 総合事務所 教育・文化グループ)	121	805	○	1
	石谷多目的経営改善施設	吉川区石谷 127-2	025-548-2311 (吉川区 総合事務所 総務地域振興グループ)	28	84		1
中郷区	中郷小学校 (講堂棟)	中郷区二本木 704	0255-74-2010	155	1,035	○	3
	中郷総合体育館	中郷区藤沢 964-1	0255-74-3233	257	1,713	○	2
	はーとびあ中郷	中郷区二本木 1763	0255-74-2338	44	294	○	3
	片貝地域生涯学習センター	中郷区片貝 92-2	0255-74-4404	88	587	○	3
	旧岡沢小学校 (講堂棟)	中郷区岡沢 466-1	0255-74-2695 (教育委員会中郷区分室)	104	697	○	2
	板橋ふれあいセンター	中郷区板橋 290-3	0255-74-2300	37	112		2
	松ヶ峯集会所	中郷区江口 961-1	0255-74-2411 (中郷区 総合事務所 総務・地域振興グループ)	15	47		2
板倉区	板倉北部スポーツセンター	板倉区稲増 434-1	0255-78-2141 (板倉区 総合事務所 教育・文化グループ)	226	679	○	1
	豊原小学校	板倉区高野 730-4	0255-78-2006	182	1,210.86	○	3
	小石原ふれあいセンター	板倉区小石原 191-2	0255-78-2612	43	129		2
	板倉農村環境改善センター・板倉農業者 トレーニングセンター	板倉区針 986	0255-78-2325	369	2,460	○	2
	宮嶋小学校	板倉区宮島 180	0255-78-2019	129	858	○	3
	山部小学校	板倉区山部 253	0255-78-2018	90	599.2	○	3
	旧孤立地区館	板倉区孤立 2687-1	0255-78-4638	50	152		2
	寺野地区総合センター (旧寺野小学校)	板倉区久々野 2778	0255-78-2141	38	255		
	旧筒方小学校・校舎	板倉区筒方 121	0255-78-2141	38	255		
	関田自治会館	板倉区関田 3359-1	0255-78-4498	103	311		2

地区	名 称	住 所	電話番号	収容人員 (人)	面積 (㎡)	避難施設の構造	
						コンク リート造	階数
清里区	清里中学校	清里区岡野町 1525	025-528-4068	159	1,063		2
	清里小学校	清里区岡嶺新田 180	025-528-4634	166	1,104.96	○	3
	馬屋自治会館	清里区馬屋 691-1	025-528-3882	70	210		
	東戸野集会所	清里区東戸野 1332	025-528-3067	59	177		
	楡池地域生涯学習センター	清里区棚田 525-1	025-528-7007	90	600	○	2
	青柳集落センター	清里区青柳 952-1	025-528-3111 (清里区 総合事務所 総務・地 域振興グループ)	21	63		
	赤池公会堂	清里区赤池 358-1	025-528-3340	54	164		
三和区	美守小学校	三和区本郷 668	025-532-2606	124	825	○	3
	三和体育館・三和スポーツセンター	三和区島倉 2382-3	025-532-4030	513	3,417	○	2
	三和中学校	三和区島倉 2267	025-532-2024	301	2,005	○	3
	三和西部スポーツハウス	三和区下中 3335-8	025-532-2323 (三和区 総合事務所 教育・文 化グループ)	101	672		1
	三和地区公民館・三和保健センター	三和区井ノ口 329-1	025-532-4538 025-532-2323	348	2,320	○	2
	里公小学校	三和区鴨井 710	025-532-2014	164	1,092.35	○	3
	末野地区会館	三和区末野新田 1459	025-532-2323 (三和区 総合事務所 総務・地 域振興グループ)	68	205		1
	岡田集落センター	三和区岡田 571-1	025-532-3182	54	163		1
	上杉小学校	三和区今保 584	025-532-2052	93	620	○	3
	名立区	日前神社境内・小泊児童遊園	名立区名立小泊 351	025-537-2121 (名立区 総合事務所総務・地域 振興グループ)	1,600	1,600	—
小泊コミュニティセンター		名立区名立小泊 374	025-537-2944	500	500		2
櫻海寮(旧山海荘)前庭		名立区名立小泊 481-1	025-537-2121 (名立区 総合事務所総務・地域 振興グループ)	600	600		1
名立寺境内		名立区名立大町 270	025-537-2121 (名立区 総合事務所総務・地域 振興グループ)	800	800		—
名立地区公民館・体育館		名立区名立大町 205	025-537-2004	146	975	○	2
名立区総合事務所		名立区名立大町 365-1	025-537-2121 (名立区 総合事務所総務・地域 振興グループ)	450	450	○	3
江野神社境内		名立区名立大町 1335	025-537-2121 (名立区 総合事務所総務・地域 振興グループ)	500	500	—	—
名立中学校		名立区赤野俣 532-1	025-537-2204	170	1,135	○	3
宝田小学校		名立区車路 290	025-531-6222	152	1,015		2
J A えちご上越ふれあいの里・名立		名立区森 138	025-538-2211	102	307		2
ろばた館		名立区西蒲生田 155	025-538-2635	148	985		2
不動地域生涯学習センター		名立区瀬戸 722	025-538-2301	149	991		2

3 防災行政無線局一覧表

令和2年12月現在

(1) 移動無線

【基地局】

基地局名称	所在地	呼出名称	周波数(MHz)	出力
上越市役所	木田 1-1-3	じょうえつしじょうえつしやくしよ	271.7625	20W
			272.1625	20W
			272.5625	20W
長倉基地局	安塚区円平坊 753	じょうえつしながくら	272.9625	20W
			273.3625	20W
尾神基地局	吉川区尾神 588-1	じょうえつしおかみ	273.5625	20W
			273.9625	20W
高床基地局	中郷区二本木 490-1	じょうえつしたかところ	273.4375	5W
			273.8375	5W
大峰基地局	名立区折居 2625-1	じょうえつしおおみね	273.4375	20W
			273.8375	20W

【統制局】

局種	呼出番号	呼出名称	常置場所
統制台	100	ぼうさいじょうえつし	防災危機管理部
遠隔制御装置	101	ぼうさいじょうえつし 101	防災危機管理部
遠隔制御装置	102	ぼうさいじょうえつし 102	警備員室
遠隔制御装置	103	ぼうさいじょうえつし 103	都市整備部
遠隔制御装置	106	ぼうさいじょうえつし 106	農林水産部

【陸上移動局】 … 呼出名称は呼出番号の前に「ぼうさいじょうえつし」を付す。

☆上越市役所関係

◆防災危機管理部				◆柿崎区総合事務所			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
可搬型	110	5	1	可搬型	210	5	1
携帯型	112~117	2	6	遠隔制御装置	210#1	—	1
車携帯型	118~119	2	2	携帯型	211~219、221~222	2	11
◆都市整備部				車携帯型	223	2	1
局種	呼出番号	出力(W)	局数	◆大潟区総合事務所			
可搬型	130	5	1	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	131~140	2	10	131~140	2	10	1
◆農林水産部				遠隔制御装置	230#1	—	1
局種	呼出番号	出力(W)	局数	携帯型	231~238	2	8
可搬型	160	5	1	車携帯型	239	2	1
携帯型	161~165	2	5	◆頸城区総合事務所			
◆安塚区総合事務所				局種	呼出番号	出力(W)	局数
局種	呼出番号	出力(W)	局数	可搬型	240	5	1
可搬型	170	5	1	遠隔制御装置	240#1	—	1
遠隔制御装置	170#1	—	1	携帯型	241~248	2	8
携帯型	171~176	2	6	車携帯型	249	2	1
車携帯型	177	2	1	◆吉川区総合事務所			
◆浦川原区総合事務所				局種	呼出番号	出力(W)	局数
局種	呼出番号	出力(W)	局数	可搬型	250	5	1
可搬型	180	5	1	遠隔制御装置	250#1	—	1
遠隔制御装置	180#1	—	1	携帯型	251~258	2	8
携帯型	181~188	2	8	車携帯型	259	2	1
車携帯型	189	2	1	◆中郷区総合事務所			
◆大島区総合事務所				局種	呼出番号	出力(W)	局数
局種	呼出番号	出力(W)	局数	可搬型	260	5	1
可搬型	190	5	1	遠隔制御装置	260#1	—	1
遠隔制御装置	190#1	—	1	携帯型	261~266	2	6
携帯型	191~196	2	6	車携帯型	267	2	1
車携帯型	197	2	1	◆板倉区総合事務所			
◆牧区総合事務所				局種	呼出番号	出力(W)	局数
局種	呼出番号	出力(W)	局数	可搬型	270	5	1
可搬型	200	5	1	遠隔制御装置	270#1	—	1
遠隔制御装置	200#1	—	1	携帯型	271~280	2	10
携帯型	201~208	2	8	車携帯型	281	2	1
車携帯型	209	2	1				

◆清里区総合事務所				◆名立区総合事務所			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
可搬型	290	5	1	可搬型	310	5	1
遠隔制御装置	290#1	—	1	遠隔制御装置	310#1	—	1
携帯型	291～296	2	6	携帯型	311～316	2	6
車携帯型	297	2	1	車携帯型	317	2	1
◆三和区総合事務所				◆災害対策用（防災危機管理部で保管）			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
可搬型	300	5	1	携帯型	321～340	2	20
遠隔制御装置	300#1	—	1				
携帯型	301～308	2	8				
車携帯型	309	2	1				

☆防災関係機関

◆防衛省陸上自衛隊高田駐屯地				◆新潟県上越地域振興局健康福祉保健部			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	351	2	1	携帯型	355	2	1
◆国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所				◆新潟県上越警察署			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	352	2	1	携帯型	356	2	1
◆海上保安庁第九管区上越海上保安署				◆上越地域消防事務組合			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	353	2	1	携帯型	357	2	1
◆新潟県上越地域振興局企画振興部				◆新潟県災害救援機構			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	354	2	1	携帯型	111	2	1

☆消防関係

◆消防団本部及び上越方面隊				◆頸城方面隊			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
可搬型	400	5	1	携帯型	751～759	2	9
携帯型	401～455、458～459	2	57	車携帯型	761～770	2	10
車携帯型	471～563、565～567	2	96	携帯型	211～219、221～222	2	11
◆安塚方面隊				◆吉川方面隊			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	571～579	2	9	携帯型	781～790	2	10
車携帯型	581～593	2	13	車携帯型	801～811	2	11
◆浦川原方面隊				◆中郷方面隊			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	601～607	2	7	携帯型	821～827	2	7
車携帯型	611～623	2	13	車携帯型	831～847	2	17
◆大島方面隊				◆板倉方面隊			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	631～636	2	6	携帯型	851～856	2	6
車携帯型	641～658	2	18	車携帯型	861～889、891～894	2	33
◆牧方面隊				◆清里方面隊			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	661～666	2	6	携帯型	901～907	2	7
車携帯型	671～683	2	13	車携帯型	911～931	2	21
◆柿崎方面隊				◆三和方面隊			
局種	呼出番号	出力(W)	局数	局種	呼出番号	出力(W)	局数
携帯型	691～700	2	10	携帯型	941～949	2	9
車携帯型	711～725	2	15	車携帯型	951～962	2	12
携帯型	191～196	2	6	◆名立方方面隊			
車携帯型	197	2	1	局種	呼出番号	出力(W)	局数
◆大潟方面隊				携帯型	971～977	2	7
局種	呼出番号	出力(W)	局数	車携帯型	981～992	2	12
携帯型	731～738	2	8				
車携帯型	741～748	2	8				

(2) 同報無線

☆ 同報デジタル無線

親局装置	設置場所	所在地
親局	危機管理課	木田 1-1-3

【基地局等】

装置	所在地	呼出名称	周波数 (MHz)	出力	
中継局	長倉中継局	安塚区円平坊 753	ぼうさいじょうえつながくらちゅうけい	60.485 MHz	10W
	大峰中継局	名立区折居 2625-1	ぼうさいじょうえつおおみねちゅうけい	60.845 MHz	10W
	有間川再送信子局	有間川 1070-4	じょうえつちゅうけいありまがわえき	63.725 MHz	1.0 W
	細越再送信子局	大島区大平 3735	じょうえつちゅうけいほそごえ	63.725 MHz	1.0 W
	原再送信子局	牧区原 991	じょうえつちゅうけいはら	63.980 MHz	1.0 W
	坪野再送信子局	吉川区坪野 1458-2	じょうえつちゅうけいつぼの	63.980 MHz	1.0 W
	菰立再送信子局	板倉区菰立 2805-1	じょうえつちゅうけいこもだて	63.980 MHz	1.0 W
	高床山簡易中継	中郷区二本木 490-1	じょうえつちゅうけいたかごやま	62.870 MHz	1.0 W

装置	所在地	
遠隔制御装置	安塚区	安塚区安塚 722-3
	浦川原区	浦川原区釜淵 5
	大島区	大島区岡 3320-3
	牧区	牧区柳島 522
	柿崎区	柿崎区柿崎 6405
	大潟区	大潟区土底浜 1081-1
	頸城区	頸城区百間町 636
	吉川区	吉川区下町 1126
	中郷区	中郷区藤沢 986-1
	板倉区	板倉区針 722-1
	清里区	清里区荒牧 18
	三和区	三和区井ノ口 444
	名立区	名立区名立大町 365-1

装置	所在地	
割込装置	上越ケーブルビジョン(株)	西城町 2 丁目 2-27
	エフエム上越(株)	本町 3 丁目 2-26
	(社)上越有線放送	鴨島 1 丁目 2-39
	中郷区	中郷区藤沢 986-1
	板倉区	板倉区針 722-1

【屋外拡声子局】

No.	設置場所	所在地	No.	設置場所	所在地
1	上越市役所	木田1丁目1番3号	61	上名柄会館	大字上名柄672-24
2	頸城自転車道	大字丹原190-4	62	下吉野公民館	下吉野570
3	有間川駅	大字有間川1070-4	63	かみよしのこどもの家	大字上吉野1912-4
4	有間川会館	大字有間川679-32	64	中青野集落開発センター	青野1505-1
5	長浜ポンプ場	大字長浜255	65	小泉集落開発センター	大字小泉651
6	長浜西(長浜部消防器具置場前)	大字長浜905-7	66	下百々集落開発センター	大字下百々1563
7	長浜中(旅館田中屋右隣空地)	大字長浜170	67	駒林消防小屋	大字駒林1460-4
8	長浜東(浜茶屋駐車場内 入口付近)	大字長浜32	68	米岡農林公園	大字米岡1157
9	西戸野花立公民館	大字鍛冶免分66-2	69	諏訪児童館	大字北田中357
10	中桑取集落開発センター	大字中桑取327	70	北新保会館	北新保58
11	西山寺集落開発センター	西山寺200	71	荒屋会館	荒屋1222-1
12	西横山	西横山214-1	72	本道消防小屋	本道1353-3
13	大淵公民館	大字大淵2606	73	デイホーム津有	四ヶ所357-1
14	土口集落開発センター	大字土口726-1	74	戸野目公園	平成町33
15	横畑公民館	大字横畑190-1	75	上野田	上野田729-2
16	フィッシングセンター	大字虫生804	76	四辻町多目的研修センター	四辻町151
17	虫生岩戸	大字虫生3-7	77	下池部町内会館	下池部1299-1
18	直江津海水浴場	五智6-1051-1	78	ふじづかこどもの家	藤塚330-1
19	親鸞聖人上陸の地 入口付近	五智6-913-1	79	ファームセンター	本新保564
20	国府小学校駐車場横側	五智4-1-10	80	野尻集落開発センター	野尻543-1
21	上越市立水族博物館西側	五智2-272-40	81	上富川消防小屋	上富川400-1
22	船見公園西の道路側	中央3-441-1	82	わんパーク公園	桜町71
23	船見公園駐車場入口の道路側	中央3-441-1	83	樋場	樋場
24	直江津小学校内	住吉町3-5	84	かもじまこどもの家	鴨島298
25	八坂神社裏側	西本町4-2-25	85	鴨島前田公園	鴨島1丁目1582
26	国府公園	大字五智新町192	86	稲田小学校	稲田1丁目6-7
27	五智公園	五智6丁目1199-1	87	稲田北公園	稲田3丁目1194-1
28	こくふこどもの家	国府2丁目4-31	88	寺	大字寺189-2
29	石橋公園	石橋2丁目2635-14	89	富岡小学校	大字富岡3117
30	至徳寺公園	東雲町2丁目1280	90	富岡消防小屋	富岡2302-2
31	佐渡汽船前公園	港町1	91	藤野公園	藤野新田1205
32	古城小学校	港町2-16-1	92	新光町3丁目	新光町3丁目128-5
33	直江津港中央埠頭	直江津	93	春日野第二公園	春日野2丁目710-74
34	諏訪神社境内(市之町)	大字高崎新田120	94	かがちょうこどもの家	加賀町5-20
35	黒井児童公園内	大字黒井2547-1	95	中門前	中門前2丁目1557-21
36	上荒浜会館裏	大字上荒浜14-1	96	春日山公園	大豆1丁目173
37	公民館八千浦分館裏	大字下荒浜982-41	97	春日山町1丁目町内会館	春日山町1丁目3-11
38	夷浜会館(夷浜消防小屋裏)	夷浜232-4	98	岩木公園	大字岩木2370
39	にしがくぼはまこどもの家	西ヶ窪浜118-1	99	大瀬川公園	大字前311
40	日之出町交差点付近	大字黒井27-7	100	藤新田町内会館	藤新田1丁目8-7
41	桐ノ木児童公園内(佐内町)	佐内町3546	101	木田新田ふれあい公園	木田新田1丁目16
42	上越市カルチャーセンター入口	春日新田2-97-1	102	土橋	土橋573-2
43	春日新田アパート前駐車場	春日新田3-804-12	103	市民プラザ	土橋1914-3
44	梨の木公園内	春日新田1-1769	104	舟場公園	高土町3丁目122
45	春日新田公園	春日新田5丁目122	105	北本町保育園	北本町3丁目8-1
46	やすえこどもの家	安江2-2-18	106	北城公園	北城町4丁目247
47	三ツ屋会館正面	三ツ屋町5-7	107	大手町小学校	大手町2-20
48	福田町内会ゴミ集積所横	大字福田306-1	108	柳善公園	東城町2丁目756-1
49	三ツ橋新田集落開発センター	大字三ツ橋新田111番地	109	城東中学校	本城町4-60
50	安江町内会館敷地内	大字安江59-2	110	西城町4丁目町内会館	西城町4丁目11-2
51	下門前(公園)	下門前119	111	大町小学校	大町3丁目2-32
52	上源入ふれあい公園	大字上源入254-15	112	かりた神社付近	仲町2丁目195-1
53	福頭神社	大字三ツ橋316-1	113	老人趣味の家南寿園	南城町2丁目2-16
54	中小猿屋公民館	大字中小猿屋754	114	東城町1丁目児童遊園	東城町1丁目89-1
55	横曽根町内会館	大字横曽根612	115	上越地域医療センター病院	南高田町6-9
56	中真砂ふれあいセンター	中真砂938	116	寺町1丁目	寺町1丁目493
57	公民館北諏訪分館	上千原583	117	寺町1丁目町内会館	寺町1丁目8-12
58	なかじま公園内	大字東中島1943-133	118	寺町3丁目町内会館	寺町3丁目6-37
59	㈱ニュープラザ高橋駐車場内	大字福橋684-3	119	おおぬきこどもの家	大貫2330-8
60	上五貫野消防部 機材置場付近	大字上五貫野290-1	120	平山ふれあい会館	大貫4109-12

No.	設置場所	所在地	No.	設置場所	所在地
121	御殿山公園	御殿山町 305-1	183	植総大島山荘付近	大島区田麦 1236-2
122	昭和町公園	昭和町 819-2	184	牧区総合事務所	牧区柳島 522
123	飯消防小屋	大字飯 2011-7	185	宮口古墳付近	牧区宮口 1104-4
124	滝寺集落開発センター	滝寺 2804	186	牧中学校	牧区小川 1752
125	下正善寺消防小屋	下正善寺 560-1	187	多目的集会施設内	牧区岩神 1131-2
126	上正善寺集落開発センター	上正善寺 1171	188	ふれあい体験交流施設	牧区原 991
127	中ノ俣地区多目的研修センター	中ノ俣 529	189	上牧バス停	牧区上牧 19-5
128	上中田内公園	上中田 1004-50	190	上越農協農産物加工牧工場	牧区棚広 2628-2
129	中田原内公園	中田原 1003-1	191	四季のこども村	牧区高尾 566
130	灰塚町内会館	灰塚 543	192	高谷神社	牧区高谷 502-2
131	黒田公会堂	黒田 607-2	193	切光（七森道路肩 砂利道の入口）	牧区切光 2272-子
132	青木地内公園	地頭方 495-6	194	特別養護老人ホーム沖見の里敷地内	牧区大月 252
133	大和3丁目地内公園	大和 3-485	195	柿崎区総合事務所	柿崎区柿崎 6405
134	大和4丁目地内公園	大和 4-331-2	196	諏訪中央会館裏側	柿崎区柿崎 6583
135	大和保育園付近公園	大和 2-1281-45	197	柿崎中学校体育館脇駐車場	柿崎区法音寺 392-1
136	大和1丁目町内会館	大和 1-10-1	198	竹鼻公民館	柿崎区竹鼻 767-1
137	大和5丁目地内遊園地	大和 5-300-4	199	出羽区民会館付近	柿崎区直海浜 1411-11
138	西田中地内公園	西田中 235-5	200	直海浜公民館	柿崎区直海浜 1671-1
139	石沢公会堂	石沢 720-1	201	馬正面（センター前）	柿崎区馬正面 983-5
140	寺町町内会館	寺町 1560-1	202	川西分館敷地内	柿崎区上下浜 466-2
141	東木島町内会館	木島 602	203	ハマナスふれあいセンター駐車場	柿崎区上下浜 244-1
142	島田町内会館	島田 519-28	204	七ヶ地区コミュニティセンター	柿崎区金谷 428-1
143	岡原町内会館	岡原 309-1	205	高寺公民館付近	柿崎区高寺 90
144	下箱井ふれあいセンター	丸山新田 31-1	206	公民館下黒川分館	柿崎区下小野 1507
145	今池転作研修会館	今池 432-1	207	角取消防小屋	柿崎区角取新田 102
146	高田地区公民館三郷分館	天野原新田 75-3	208	上直海消防小屋	柿崎区上直海 979-2
147	西松野木集落開発センター	西松野木 213-3	209	コスモスタウンの南側道路付近	柿崎区百木 2326
148	上曽根町内会館付近公園内	上曽根 248-1	210	黒川小学校 体育館の道路側	柿崎区岩手 875
149	高和町消防小屋	高和町 761-2	211	くろかわ診療所入口 T字路付近	柿崎区芋島 416-1
150	高土小学校	高津 49	212	上中山集落開発センター	柿崎区上中山 1318-1
151	十二ノ木公園	十二ノ木 236	213	上中山体育館	柿崎区上中山 550
152	安塚区総合事務所	安塚区安塚 722-3	214	猿毛ふれあいセンター付近	柿崎区猿毛 772-5 地先
153	安塚中学校	安塚区石橋 6	215	下牧多目的センター	柿崎区下牧 697
154	松崎地区集落開発センター	安塚区松崎 282-3	216	旧黒岩児童館	柿崎区黒岩 2026-1
155	中川地域生涯学習センター	安塚区坊釜 1066-2	217	大潟区総合事務所	大潟区土底浜 1081-1
156	農山村開発総合センター	安塚区和田 2404-4	218	雁子浜町内会館	大潟区雁子浜 409-2
157	横尾義智記念館 駐車場脇	安塚区行野 1148-3	219	鵜の浜人魚館	大潟区九戸浜 241-8
158	岩崎正雄宅脇 畑	安塚区小黒 786-1	220	大潟地区公民館潟町分館	大潟区潟町 497-1
159	田舎屋手しごと館	安塚区朴の木 418-2	221	潟町南公園	大潟区潟町 759-1
160	雪だるま物産館	安塚区樽田 140	222	土底浜	大潟区土底浜 1530-1
161	旧菱里中学校敷地	安塚区二本木 742-1	224	土底浜駅南公園	大潟区土底浜 3130
162	旧丸田優宅敷地	安塚区真萩平 877	225	下小船津浜町内会館	大潟区下小船津浜 902
163	伏野地域生涯学習センター	安塚区真萩平 2793	226	諏訪神社	大潟区上小船津浜 782
164	須川地域生涯学習センター	安塚区須川 9005	227	洪柿浜コミュニティセンター	大潟区洪柿浜 134-1
165	船倉地域生涯学習センター	安塚区上船倉 804	228	犀潟公園	大潟区犀潟 124-6
166	浦川原区総合事務所	浦川原区釜淵 5	229	南大潟公園	大潟区蜘蛛池 1667-1
167	末広小学校	浦川原区飯室 927	230	南大潟分団西消防部	大潟区長崎 803
168	山本地区集落開発センター敷地内	浦川原区山本 788	231	潟端	大潟区東潟 61
169	浦川原体育館付近の駐車場内	浦川原区六日町 150	232	内雁子	大潟区内雁子新田 402-3
170	下保倉小学校	浦川原区横川 321	233	頸城区総合事務所	頸城区百間町 636
171	虫川大杉駅と駐車場の間	浦川原区虫川 85	234	南川公園	頸城区上吉 1734-4
172	中猪子田集会所入口付近	浦川原区中猪子田 2229	235	市村集落開発センター	頸城区市村 1070-1
173	中保倉小学校	浦川原区小谷島 47	236	一心町内会館	頸城区北福崎 562-4
174	東分団熊沢部消防小屋	浦川原区熊沢 227-1	237	島田	頸城区島田 803-2
175	旧月影小学校校庭	浦川原区横住 410	238	公民館西部分館	頸城区松橋 313
176	谷上バス停付近	浦川原区谷 2436	239	舟津会館	頸城区舟津 464-1
177	菖蒲農村環境改善センターバス停横	大島区菖蒲 252-1	240	柳町地区集落開発センター	頸城区上柳町 65-1
178	熊田バス停前市有地	大島区仁上 1258-3	241	公民館大坂井分館	頸城区大坂井 222-1
179	生涯学習センター付近	大島区仁上 5607	242	石神町内会館	頸城区石神 602-2
180	旧大島区総合事務所裏駐車場	大島区上達 2330	243	公民館明治南分館	頸城区花ヶ崎 591
181	大島小学校裏の駐車場	大島区大平 3735	244	明治小学校	頸城区日根津 2929
182	大平	大島区大平 5181-4	245	玄僧町内会館	頸城区玄僧 1604-2

No.	設置場所	所在地	No.	設置場所	所在地
246	吉川区総合事務所	吉川区下町 1126	288	JA えちご上越三和支店	三和区野 820
247	吉川地区公民館川谷分館	吉川区川谷 3351	289	JA えちご上越上杉支店前	三和区今保 59-3
248	スカイトピア遊ランド	吉川区坪野 1458-2	290	大西会館	三和区大西 720-1
249	源地域生涯学習センター	吉川区山直海 801-1	291	上杉分団第3部消防器具置場	三和区島倉 1067-3
250	大岩町内会地域公園敷地	吉川区岩沢 5-2	292	岡田大門水道脇	三和区岡田 503-1
251	国田公民館	吉川区国田 215-4	293	北代集落開発センター	三和区北代 1074-1
252	公民館東田中分館	吉川区東田中 175	294	錦集落開発センター	三和区錦 70-2
253	道之下いこいの広場	吉川区道之下 506-1	295	米子消防庫(美守分団第二部)	三和区広井 190-2
254	河沢公民館	吉川区河沢 519-1	296	JA えちご上越美守支店	三和区本郷 863-1
255	片田公民館	吉川区片田 1946	297	JA えちご上越神田倉庫付近	三和区神田 2512
256	川崎消防小屋	吉川区川崎 90-5	298	末野地区会館	三和区末野 1459-1
257	公民館泉谷分館	吉川区泉谷 51	299	うみてらす名立	名立区名立大町 4280-1
258	泉ふれあいセンター	吉川区泉 1752	300	名立小泊	名立区小泊 374-1
259	赤沢ふれあいセンター	吉川区赤沢 1627	301	赤野俣	名立区赤野俣 532-1
260	下中条公民館	吉川区下中条 1046-1	302	宝田小学校付近	名立区車路 290
261	代石消防小屋	吉川区代石 1477-2	303	丸田	名立区丸田 153
262	道の駅杜氏の郷	吉川区杜氏の里 1	304	森	名立区森 150-2
263	吉川区梶 交差点脇	吉川区梶 2024-1	305	折平農村公園敷地内	名立区平谷 2781
264	西野島生産組合農機具格納庫	吉川区西野島 4615	306	東蒲生田	名立区東蒲生田 590-1
265	稲増地区農村集落多目的広場	板倉区稲増 104-1	307	西蒲生田	名立区西蒲生田 39
266	長嶺(市道消雪井戸敷地)	板倉区長嶺 908-1	308	東飛山	名立区東飛山 1545-1
267	長塚公民館	板倉区長塚 15	309	板倉区総合事務所	板倉区針 722-1
268	南中島地区農村公園	板倉区南中島 631	310	寺野地区総合センター	板倉区久々野 2778
269	曾根田地区農村公園	板倉区曾根田 112	311	旧筒方小学校	板倉区筒方 121
270	吉増公園	板倉区吉増 1936	312	清里区総合事務所	清里区荒牧 18
271	釜塚公園	板倉区釜塚 102-子	313	馬屋集荷場	清里区馬屋 277-1
272	関田自治会館	板倉区関田 3348	314	清里小学校	清里区岡峰新田 180
273	孤立地区農村集落多目的広場	板倉区孤立 2805-1	315	棚田公会堂	清里区棚田 501
274	東山寺駐車場	板倉区東山寺 918-1	316	青柳集落開発センター	清里区青柳 952-1
275	栗沢(消防器具置場付近)	板倉区栗沢	317	赤池公会堂駐車場	清里区赤池 355-1
276	豊原小学校	板倉区高野 1443	318	中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1
277	山部小学校	板倉区山部 253	319	板橋ふれあいセンター	中郷区藤沢 521-9
278	武士集会所	清里区武士 1240-2	320	藤沢集落センター	中郷区藤沢 672-1
279	今曾根集落開発センター	清里区今曾根 312-1	321	坂本町内会館	中郷区坂本 114-17
280	上田島多目的広場	清里区上田島 61-1	322	二本木会館	中郷区二本木 1030
281	東戸野多目的集会所	清里区東戸野 1332-3	323	市屋集落センター	中郷区市屋 151-3
282	梨平	清里区梨平 1645-3	324	片貝集会所	中郷区片貝 65-1
283	三和区総合事務所	三和区井ノ口 444	325	稲荷山公民館	中郷区稲荷山 468-2
284	番町農村公園	三和区番町 1345	326	松ヶ峯集会所	中郷区江口 961-1
285	水科児童遊園	三和区水科 278-1	327	岡川集会所	中郷区二本木 2172-11
286	水吉公民館	三和区水吉 1280-1	328	岡沢農研研修センター	中郷区岡沢 1353-5
287	ふれあいの里五公	三和区鴨井 709-1	329	福田会館	中郷区福田 423-1

【戸別受信機】

区名	台数	区名	台数	区名	台数	区名	台数
合併前上越市	442	大島区	706	大湊区	2,885	三和区	1,726
安塚区	1,088	牧区	890	頸城区	2,615	名立区	951
浦川原区	1,258	柿崎区	3,412	吉川区	1,430	合計	17,403

【防災ラジオ】

区名	台数
合併前上越市	44,316
合計	44,316

☆ 既設同報無線

装置	設置場所	所在地
既設同報無線 親局・割込装置	中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1
既設同報無線 親局・割込装置	板倉区総合事務所	板倉区針 722-1

【基地局】

装置	所在地	呼出名称	周波数(MHz)	出力
中郷	中郷区藤沢 986-1	こうほうなかごう	68.82 MHz	5W
板倉	板倉区針 722-1	こうほういたくら	69.48 MHz	10W

【屋外拡声子局】

設置場所	所在地
板倉区総合事務所	板倉区針 722-1

【戸別受信機】

区名	台数
中郷区	1,502
板倉区	2,397
清里区	918

4 備蓄物資状況

令和2年12月現在

区名	食料（食）					飲料水
	缶詰パン	スープ	ご飯	カレー	おかゆ	（本）
合併前の 上越市	15,839	12,094	14,876	13,245	4,995	14,452
安塚区	656	714	656	656	180	632
浦川原区	580	630	580	580	160	563
大島区	504	546	504	504	140	472
牧区	580	630	580	580	160	545
柿崎区	808	882	808	808	220	765
大潟区	872	714	656	896	180	752
頸城区	884	966	884	884	240	852
吉川区	724	630	580	670	160	542
中郷区	580	630	580	580	160	548
板倉区	824	714	656	716	180	638
清里区	428	462	428	428	120	398
三和区	732	798	732	732	200	669
名立区	640	690	640	640	175	606
全体数	24,651	21,100	23,160	21,919	7,270	22,434

令和2年12月現在

区名	アレルギー対応食料（食）			
	白米	わかめご飯	カレー	玄米スープ
合併前の 上越市	1,710	750	2,290	730
安塚区	40	30	120	30
浦川原区	50	30	120	30
大島区	40	20	40	20
牧区	40	30	40	30
柿崎区	150	50	170	50
大潟区	150	150	110	50
頸城区	150	150	110	50
吉川区	40	100	120	50
中郷区	40	100	120	50
板倉区	150	50	170	50
清里区	40	30	40	30
三和区	140	30	160	50
名立区	40	30	40	30
全体数	2,440	1,350	3,310	1,050

令和2年12月現在

区名	トイレ	毛布	ラジオ	ライト	なべ	やかん	コンロ	ボンベ
	(個)	(枚)	(個)	(個)	(個)	(個)	(台)	(本)
合併前の 上越市	89,584	13,266	234	578	601	730	1,618	4,920
安塚区	2,580	420	14	28	28	28	48	196
浦川原区	3,550	513	24	37	44	38	56	244
大島区	2,417	238	16	26	20	18	35	144
牧区	2,550	280	24	35	14	14	28	115
柿崎区	9,440	1,13	58	96	66	78	157	466
大潟区	2,178	1,020	53	65	35	52	104	392
頸城区	6,570	92	28	48	51	49	88	375
吉川区	2,920	572	23	24	28	25	63	204
中郷区	3,550	498	12	26	25	25	50	200
板倉区	8,980	841	26	53	40	40	84	331
清里区	1,990	330	15	36	17	17	33	132
三和区	4,610	650	20	37	34	33	68	235
名立区	2,550	330	23	36	28	28	49	196
全体数	143,469	21,008	570	1,125	1,031	1,175	2,481	8,150

令和2年12月現在

区名	発電機	ストーブ	投光機	テレビ受信用機材	携帯電話用充電器
	(台)	(台)	(台)	(個)	(個)
合併前の上越市	67	232	141	60	156
安塚区	6	24	14	6	18
浦川原区	5	22	10	5	15
大島区	4	20	5	4	12
牧区	5	19	10	5	15
柿崎区	8	32	18	8	24
大潟区	4	20	10	5	15
頸城区	8	31	16	8	24
吉川区	4	28	8	5	9
中郷区	5	20	10	5	18
板倉区	7	26	15	6	18
清里区	3	12	6	3	9
三和区	7	28	14	7	21
名立区	6	24	12	6	18
全体数	139	538	289	133	372

5 安定ヨウ素剤等の保管状況

令和2年4月1日現在

施設名	保管数量	
	安定ヨウ素剤 錠剤	安定ヨウ素剤 ゼリー剤
柿崎区総合事務所	19,600	290
吉川区総合事務所	8,500	90
大潟区総合事務所	1,200	30
大島区総合事務所	400	10
浦川原区総合事務所	100	—
市役所木田庁舎	200	—
合計	30,000	420

6 輸送

(1) 湾岸施設（岸壁）の状況

令和2年12月現在

港湾名	区分	岸壁名	延長 (m)	水深 (m)	係留能力	管理者	連絡先窓口	
直江津港	重要港湾	西埠頭	1号	174	10	15,000 D/W	新潟県	上越地域振興局 直江津港湾事務所 TEL:025-543-4167 (代表)
			2号	185	10	15,000 D/W	新潟県	
		内質埠頭南岸壁	1号	170+30	7.5	6,000 G/T	新潟県	
			3号	74.91	6	700 D/W	新潟県	
			4号	120	4.5	700 D/W	新潟県	
			5号	60	4.5	700 D/W	新潟県	
		内質埠頭北岸壁	2号	60	4.5	700 D/W	新潟県	
			3号	120	4.5	700 D/W	新潟県	
		中央埠頭	1号	130	7.5	5,000 D/W	新潟県	
			2号	185.85	10	15,000 D/W	新潟県	
			木材	185	10	15,000 D/W	新潟県	
			鉱産品	270	13	50,000 D/W	新潟県	
		東埠頭	1号	130	7.5	5,000 D/W	新潟県	
			2号	240	10	15,000 D/W	新潟県	
			3号	185	10	15,000 D/W	新潟県	
			4号	170	10	12,000 D/W	新潟県	
			5号	130	7.5	5,000 D/W	新潟県	
			危険物1号	90	7.5	5,000 D/W	新潟県	
			危険物2号	130	7.5	5,000 D/W	新潟県	
			危険物3号	130	7.5	5,000 D/W	新潟県	
漁港区岸壁	385		4.5	256 G/T	新潟県			

※延長については、取付部を除く

(2) 漁港の状況

令和2年12月現在

漁港名	港種	管理者	係船岸現有延長 (m)						合計
			水深 -2.0m以下	-2.0mを越え -3.0m以下	-3.0mを越え -4.0m以下	-4.0mを越え -5.0m以下	-5.0mを越え -6.0m以下	-6.0mを越え るもの	
名立漁港	2種	新潟県		384					384
柿崎漁港	1種	上越市	80						80
大潟漁港	1種	上越市	14	48					62
有間川漁港	1種	上越市	147	105					252

※延長は、陸揚用、準備用、休憩用、特定目的用、遊漁船等、畜・養殖用の合計

(3) 飛行場外離着陸場（新潟県消防防災航空隊通年申請）

令和2年12月現在

管轄消防本部	場外名 (離着陸場)	住 所	緯度・経度 (世界測地系)
上越地域 消防局	箱 井	上越市大字下箱井557-4 上越土木事務所 箱井重機庫前 ヘリポート	北緯 37度05分50秒 東経 138度15分49秒
	高田城址公園陸上競技場	上越市本城町46-1 高田城址公園陸上競技場	北緯 37度06分29秒 東経 138度15分12秒
	新潟県立看護大学	上越市新南町240 新潟県立看護大学グラウンド	北緯 37度06分19秒 東経 138度16分08秒
	上越総合病院 ヘリポート	上越市大道福田148-1 上越総合病院ヘリポート	北緯 37度08分58秒 東経 138度15分07秒
	上越地域消防局	上越市大字藤野新田330-1 上越地域消防局	北緯 37度09分17秒 東経 138度14分48秒

(4) ヘリポート適地

地区	施設	幅(m)×長さ(m)	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX 番号	避難場所との 兼用
合併前の 上越市	高田城址公園野球場	100 × 130	上越市本城町46-1	市長	025-524-1260 —	
	城北中学校グラウンド	100 × 140	上越市栄町4-25	校長	025-523-7266 025-523-7267	兼
	稲田小学校グラウンド	45 × 80	上越市稲田1-6-7	校長	025-523-2864 025-523-2889	兼
	上越市少年野球場（西）	70 × 70	上越市大字富岡1088-1	教育長	025-526-2734(管理棟) —	
	上越市少年野球場（東）	70 × 70	上越市大字富岡1088-1	教育長	025-526-2734(管理棟) —	
	高田商業高等学校グラウンド	140 × 170	上越市大字中田原90-1	校長	025-523-2271 025-526-3878	兼
	和田小学校グラウンド	75 × 115	上越市大字上箱井202	校長	025-523-3330 025-523-0678	兼
	上越市今泉スポーツ広場（東面）	100 × 190	上越市大和6-4	教育長	025-526-2730 —	
	上越市今泉スポーツ広場（西面）	90 × 90	上越市大和6-4	教育長	025-526-2730 —	
	戸野目小学校グラウンド	60 × 100	上越市大字戸野目682	校長	025-524-1275 025-524-5908	兼
	上雲寺小学校グラウンド	50 × 80	上越市大字上雲寺16	校長	025-528-4055 025-528-4857	兼
	高志小学校グラウンド	70 × 110	上越市木田3-1-25	校長	025-523-3858 025-525-7188	兼
	春日小学校グラウンド	80 × 90	上越市大豆1-13-11	校長	025-523-3859 025-523-3877	兼
	春日中学校グラウンド	80 × 100	上越市春日野1-9-3	校長	025-522-4811 025-522-4812	兼
	直江津中学校グラウンド	90 × 100	上越市西本町4-15-2	校長	025-543-2701 025-543-3014	兼
	直江津南小学校グラウンド	55 × 60	上越市中央1-7-1	校長	025-543-2219 025-543-2968	兼
	上越市教育プラザグラウンド	110 × 150	上越市大字下門前586	教育長	025-545-9243 025-545-9272	
	上越市スポーツ公園野球場	85 × 85	上越市春日新田2-97-1	教育長	025-544-7759(管理棟) —	
	上越市スポーツ公園多目的広場	100 × 180	上越市春日新田2-97-1	教育長	025-544-7759(管理棟) —	

地区	施設	幅(m)×長さ(m)	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX 番号	避難場所と の兼用
合併前の 上越市	八千浦中学校グラウンド	68 × 90	上越市大字下荒浜 879	校長	025-543-2783 025-531-1397	兼
	保倉小学校グラウンド	45 × 83	上越市大字上吉野 146-2	校長	025-520-2050 025-539-1124	兼
	北諏訪小学校グラウンド	45 × 85	上越市大字上千原 165	校長	025-543-3514 025-543-3525	兼
	潮陵中学校グラウンド	39 × 90	上越市大字西戸野 24	校長	025-546-2011 (FAX 兼)	
	くわどり湯ったり村駐車場	43 × 48	上越市大字皆口 601	支配人	025-541-2611 025-541-2616	兼
	上越地域消防事務組合 屋外訓練場	39 × 45	上越市北城 1-16-1	消防局長	025-525-1198 —	
	上越消防署ヘリポート	20 × 20	上越市大字藤野新田 330-1	消防局長	025-545-0119 —	
	上越除雪ステーション	74 × 50	上越市大字寺 615-1	高田河国	025-523-3136 —	
安塚区	高田高等学校安塚分校グラウンド	139 × 88	安塚区下方 129	校長	025-529-2027 025-592-3541	
	上越市安塚和田スポーツ公園グラウンド	110 × 102	安塚区和田 593	市長	025-592-2003 025-592-3505	
	雪国文化村公園駐車場	80 × 150	安塚区須川 1881	市長	025-592-2003 025-592-3505	
	菱里地域生涯学習センターグラウンド	90 × 50	安塚区円平坊 941	市長	025-592-2003 025-592-3505	兼
	安塚小学校グラウンド	106 × 57	安塚区安塚 2575	校長	025-592-2017 —	兼
	安塚中学校グラウンド	140 × 70	安塚区石橋 6	校長	025-592-2022 —	兼
浦川原区	浦川原中学校グラウンド	160 × 100	浦川原区顕聖寺 350	校長	025-599-2230 025-599-3960	
	浦川原小学校グラウンド	100 × 50	浦川原区横川 321	校長	025-599-2200 025-599-3901	兼
	月影の郷	110 × 80	浦川原区横住 410	指定管理者	025-599-3302 (FAX 兼)	兼
	上越市浦川原運動公園野球場	100 × 90	浦川原区長走 576-1	教育長	025-599-2104 025-599-3910	
大島区	大島小学校グラウンド	110 × 50	大島区大平 3735	校長	025-594-3132 025-594-3225	兼
	大島中学校グラウンド	140 × 90	大島区上達 600	校長	025-594-3114 025-594-3583	
	大島コミュニティプラザ 屋外運動広場	55 × 55	大島区岡 3320-1	市長	025-594-3101 025-594-3105	
牧区	牧中学校グラウンド	50 × 80	牧区小川 1752	校長	025-533-5023 025-533-5063	
	牧ふれあい体験交流施設 ふれあい広場	70 × 150	牧区原 1021	協議会長	025-529-3150 025-529-3151	兼
	棚広新田多目的広場	33 × 35	牧区棚広新田 447-8	市長	025-533-6613	
	牧コミュニティプラザ駐車場	36 × 48	牧区田島 705-10	市長	025-533-5130	兼
柿崎区	柿崎中学校グラウンド	150 × 50	柿崎区法音寺 392-14	校長	025-536-2496 025-536-2497	兼
	柿崎小学校グラウンド	100 × 70	柿崎区柿崎 601-1	校長	025-536-3126 025-536-3127	
	下黒川小学校グラウンド	80 × 80	柿崎区柳ヶ崎 707	校長	025-536-2467 025-536-6506	兼
	上下浜小学校グラウンド	100 × 60	柿崎区上下浜 569	校長	025-536-2382 025-536-6651	兼
	上中山体育館グラウンド	59 × 48	柿崎区上中山 550	教育長	025-536-2211 025-536-2227	

地区	施設	幅(m)×長さ(m)	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX 番号	避難場所と の兼用
柿崎区	柿崎中学校野球場	80 × 80	柿崎区柿崎 7397-1	校長	025-536-2496 —	兼
	上越市柿崎総合運動公園野球場	95 × 95	柿崎区法音寺 685-2	教育長	025-536-2211 025-536-2227	兼
	上越市柿崎総合運動公園	90 × 120	柿崎区法音寺 685-1	教育長	025-536-2211 025-536-2227	兼
	かきざき湖公園	100 × 50	柿崎区上中山 1801	柿崎川ガム 管理所	025-535-3850 —	
	かきざき湖駐車場	60 × 37	柿崎区上中山 1801	柿崎川ガム 管理所	025-535-3850 —	
大潟区	大潟町中学校グラウンド	103 × 80	大潟区潟町 575	校長	025-534-2135 025-534-6425	兼
	大潟町小学校グラウンド	80 × 55	大潟区土底浜 1621	校長	025-534-2028 025-534-6453	兼
	大潟運動広場	60 × 130	大潟区犀潟 76-5	教育長	025-534-4367 025-534-6405	
	大潟運動場	90 × 68	大潟区渋柿浜 127-3	教育長	025-534-4367 025-534-6405	
	大潟除雪ステーション		大潟区渋柿浜 1830-5	高田河国	025-523-3136 —	
頸城区	南川小学校グラウンド	130 × 80	頸城区上吉 414	校長	025-530-2027 025-530-3921	兼
	大養小学校グラウンド	120 × 100	頸城区百間町 1134	校長	025-530-2018 025-530-3920	
	明治小学校グラウンド	80 × 70	頸城区日根津 2929	校長	025-530-2406 025-530-4234	兼
	頸城中学校グラウンド	130 × 120	頸城区潟口 60	校長	025-530-2405 025-530-2014	兼
	明治運動場	70 × 70	頸城区手島 241	教育長	025-530-2360 025-530-3845	
	くびき球場	90 × 90	頸城区百間町 716	教育長	025-530-2360 025-530-3845	
	ユートピアくびき希望館駐車場	113 × 37	頸城区百間町 716	市長	025-530-2360 —	兼
吉川区	源地域生涯学習センター	84 × 57	吉川区山直海 801-1	教育長	025-548-2177 025-548-3454	兼
	吉川旭地域生涯学習センター	130 × 50	吉川区梶 257-2	教育長	025-548-2177 025-548-3454	兼
	吉川中学校グラウンド	100 × 200	吉川区下町 1130	校長	025-548-2017 025-548-2503	
	吉川小学校グラウンド	90 × 140	吉川区原之町 1819	校長	025-548-2014 025-548-2047	兼
	上越市吉川野球場	90 × 90	吉川区原之町 1819	教育長	025-548-2177 025-548-3454	
	スカイトピア遊ランドグラウンド	51 × 42	吉川区坪野 1458-2	指定管理者	025-547-2221 —	兼
	吉川地区公民館川谷分館グラウンド	55 × 45	吉川区川谷 3351	市長	025-548-2311 —	兼
中郷区	中郷中学校グラウンド	130 × 80	中郷区二本木 663	校長	0255-74-2032 0255-74-2643	
	中郷小学校グラウンド	60 × 90	中郷区二本木 704	校長	0255-74-2010 0255-74-2482	兼
	上越市片貝縄文資料館 (旧片貝小学校グラウンド)	65 × 80	中郷区片貝 92-2	教育長	0255-74-2009 0255-74-2034	兼
	旧岡沢小学校グラウンド	100 × 50	中郷区岡沢 469	教育長	0255-74-2152 0255-74-2632	兼
	中郷村民運動広場	80 × 80	中郷区坂本新田 115	教育長	0255-74-2338 0255-74-4181	
	上越市中郷総合運動公園 屋外運動場	100 × 100	中郷区藤沢 964-5	教育長	0255-74-2338 —	

地区	施設	幅(m)×長さ(m)	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX 番号	避難場所と の兼用
中郷区	藤沢除雪ステーション駐車場	65 × 65	郷区藤沢 1464-1	高田河国	025-523-3136 —	
	中郷総合体育館駐車場	50 × 46	中郷区藤沢 964-1	教育長	0255-74-2695 —	兼
板倉区	豊原小学校グラウンド	110 × 70	板倉区高野 1443	校長	0255-78-2006 0255-78-4904	兼
	宮嶋小学校グラウンド	115 × 100	板倉区宮島 180	校長	0255-78-2019 0255-78-4902	兼
	山部小学校グラウンド	130 × 65	板倉区山部 253	校長	0255-78-2018 0255-78-4903	兼
	筒方地区地域資源加工施設 グラウンド	65 × 40	板倉区筒方 121	市長	0255-78-2028 0255-78-4905	兼
	寺野地区総合センター	85 × 50	板倉区久々野 2778	市長	0255-78-2207 0255-78-4906	兼
	光が原高原旧駐車場跡	97 × 35	上越市板倉区関田 4046	市長	0255-78-2141 —	
	光が原高原テニスコート駐車場	50 × 50	上越市板倉区関田 4046	市長	0255-78-2141 —	
清里区	清里小学校グラウンド	77 × 95	清里区岡嶺新田 180	校長	025-528-4634 025-528-7212	兼
	楡池地域生涯学習センター	65 × 61	清里区棚田 521	教育長	025-528-7007 025-528-7011	兼
	清里中学校グラウンド	118 × 67	清里区岡野町 1525	校長	025-528-4068 025-528-3942	兼
	上越市清里スポーツ公園	108 × 126	清里区武士 490	教育長	025-528-3111 —	
三和区	里公小学校グラウンド	130 × 60	三和区鴨井 710	校長	025-532-2014 025-532-2396	兼
	上杉小学校グラウンド	120 × 70	三和区今保 584	校長	025-532-2052 025-532-2150	兼
	美守小学校グラウンド	110 × 70	三和区本郷 668	校長	025-532-2606 025-532-2884	兼
	三和中学校グラウンド	125 × 88	三和区島倉 2267	校長	025-532-2024 025-532-2142	兼
	上越市三和スポーツ公園グラ ウンド駐車場	50 × 80	三和区浮島 389	市長	025-532-2323 —	
	上越市三和スポーツ公園 グラウンド	82 × 81	三和区島倉 2382-3	市長	025-532-2323 —	兼
名立区	名立地区公民館グラウンド	64 × 90	名立区名立大町 205	教育長	025-537-2004 025-537-4025	兼
	名立中学校グラウンド	54 × 113	名立区赤野俣 532-1	校長	025-537-2004 025-537-2214	兼
	宝田小学校グラウンド	116 × 76	名立区車路 290	校長	025-531-6222 025-537-2730	兼
	上越市名南グラウンド	85 × 70	名立区森 94	教育長	025-537-2126 025-537-2973	
	不動地域生涯学習センター グラウンド	40 × 30	名立区瀬戸 722	教育長	025-538-2301 (FAX 兼)	兼

(5) 輸送力の状況

① 鉄道

ア 東日本旅客鉄道株式会社

平成 26 年 3 月 6 日現在

路線名	区間	編成 (両)	・ 本数 (本)	輸送力 (人/h)	備考	所要時間 (分)
信越線	妙高高原～新井	3	× 1	300		30
	新井～直江津	3	× 1	300		25
	直江津～犀潟	3	× 1	700		10
	犀潟～柏崎	3	× 1	300	概ね 1～2 時間に 1 本運行	35

※輸送力調査設定時間帯：平日 10～16 時台の任意の 1 時間（下り）

イ 西日本旅客鉄道株式会社

平成 26 年 3 月 5 日現在

路線名	区間	編成 (両)	・ 本数 (本)	輸送力 (人/h)	備考	所要時間 (分)
北陸線	糸魚川～直江津	9	× 1	1,272		22～39
		6	× 1			
		3	× 1			

※輸送力調査設定時間帯：平日 12～13 時（下り）

ウ 北越急行株式会社

平成 26 年 3 月 5 日現在

路線名	区間	編成 (両)	・ 本数 (本)	輸送力 (人/h)	備考	所要時間 (分)
ほくほく線 (普通列車)	六日町～犀潟	2	× 1	250	概ね 1 時間に 1 本運行	60
※JR 乗り 入れ区間	犀潟～直江津	2	× 1	250	概ね 1 時間に 1 本運行	10
	越後湯沢～六日町	2	× 1	250	概ね 2 時間に 1 本運行	15
ほくほく線 (特急列車)	六日町～犀潟	9	× 1	530	概ね 1 時間に 1 本運行 金沢～越後湯沢間を運行 停車駅：直江津・十日町・越後湯沢	35

※輸送力調査設定時間帯：平日 10～16 時台の任意の 1 時間（下り）

② バス

平成 25 年 4 月現在

営業所名及び所在地	保有車両台数					
	区分	大型	中型	小型	その他	合計
頸城自動車株式会社 上越市石橋 2-12-52		71	25	2	0	98
	うち予備車等	21	2	1	0	24

③ トラック

平成 25 年 4 月現在

	会社名	営業所名等	所在地	保有車両台数
指定公共機関	佐川急便株式会社	東京支社	東京都江東区新砂 2-1-1	335 (県内分)
	西濃運輸株式会社	三条支店	三条市大字帯織 8383-1	167
	日本通運株式会社	新潟支店	新潟市中央区上大川前通 5-68-1	352
	ヤマト運輸株式会社	長岡主管支店	長岡市新産 1-2-3	34
指定地方公共機関	新潟運輸株式会社	上越支店	上越市頸城区西福島 575-4	81
	中越運送株式会社	上越営業所	上越市石橋 2845	43
	東武運輸プリヴェ株式会社	上越支店	上越市大字福橋 749-1	32
	上越運送株式会社	上越営業所	上越市頸城区西福島 440-1	93
	頸城運送倉庫株式会社	上越営業所	上越市上源入 153-10	31

※保有車両台数には、軽自動車や特殊車両を含まない

④ 旅客船

平成 27 年 4 月現在

公共機関 指定地方	事業者名	航行区間	通常の運航スケジュール	就航船舶名	旅客定員
	佐渡汽船株式会社 TEL : 025-245-2311	直江津⇄小木	毎日 2 往復 (冬期間は運休)	高速カーフェリーあかね	628

※一般旅客定期航路事業者の用に供する船舶のみ

7 医療機関

(1) 災害拠点病院

区分	病院名	電話番号 FAX番号	住所
地域災害拠点病院	新潟県立中央病院 (指定年月日 平成8年11月30日)	025-522-7711 025-521-3720	上越市新南町205

(2) 救護センター予定施設

二次保健医療圏	設置場所	電話番号 FAX番号	所在地
上越保健医療圏	上越保健所	025-524-6113 025-524-6998	上越市春日山町3-8-34

(3) 病院の状況(上越保健所管内)

病院名	所在地	電話番号 FAX番号	使用許可病床数						診療科目
			一般	療養	精神	結核	感染症	計	
新潟労災病院	〒942-0071 上越市 東雲町1-7-12	(025) 543-3123 544-5210	360					360	内・精・小児・外・整・脳外・呼外・心外・皮・泌・婦・眼・耳・リハ・放・歯外・麻・病診・消内
さいがた医療センター	〒949-3116 上越市大潟区 犀潟 468-1	(025) 534-3131 534-4824	160		250			410	内・精・神内・消・小・整・リハ・放・歯
県立中央病院	〒943-0147 上越市 新南町205	(025) 522-7711 521-3720	524				10	534	内・精・神内・小・外・整・形・脳外・消内・呼外・心外・小外・皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・放・歯外・麻・循内・病診・救急
県立柿崎病院	〒949-3216 上越市柿崎区 柿崎 6412-1	(025) 536-3131 536-3136	55					55	内・外・整・皮・婦・眼・耳
上越地域医療センター病院	〒943-0846 上越市 南高田町6-9	(025) 523-2131 522-3377	142	55				197	内・外・整・肛・リハ
上越総合病院	〒943-0172 上越市 大字大道福田 616	(025) 524-3000 524-3002	318					318	内・神内・小・外・整・脳外・皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・放・歯・麻・循内・救急・乳腺外・呼外・呼内・腎糖尿内
三交病院	〒942-8530 上越市 大字塩屋 337-1	(025) 543-2624 543-0415			144			144	内・精・神・歯
高田西城病院	〒943-0834 上越市 西城町2-8-30	(025) 523-2139 526-0102			270			270	内・神・歯・心内・老精

病院名	所在地	電話番号	使用許可病床数						診療科目
		FAX番号	一般	療養	精神	結核	感染症	計	
川室記念病院	〒943-0109 上越市 大字北新保 71	(025) 520-2021 520-2022			171			171	内・精・神
知命堂病院	〒943-0834 上越市 西城町 3-6-31	(025) 523-2161 526-1511	46	99				145	内・循・外・婦

(4) 市立診療所の状況

病院名	所在地	電話番号	使用許可病床数						診療科目
		FAX番号	一般	療養	精神	結核	感染症	計	
大島診療所	〒942-1213 上越市 大島区棚岡 1540-1	(025) 594-2323 594-2324							内・外・小
牧診療所	〒943-0647 上越市 牧区柳島 437	(025) 533-5045 533-5370							内・歯
くろかわ診療所	〒949-3374 上越市 柿崎区芋島新田 184	(025) 536-5302 536-5007							内・外・小
吉川診療所	〒949-3445 上越市 吉川区原之町 1819-1	(025) 548-2015 548-3448							内・整
清里診療所	〒943-0507 上越市 清里区岡嶺新田 72	(025) 528-3313 528-3360							内・ア・リウ・外
安塚診療所	〒942-0411 上越市 安塚区安塚 2555-1	(025) 592-3330 592-3231							内・外・小
清里歯科診療所	〒943-0501 上越市 清里区岡野町 1623	(025) 528-4180 528-4180							歯
中ノ俣診療所	〒949-1742 上越市 大字中ノ俣 528-1	(025) 541-2129 —							内・小
上越休日・夜間診療所	〒943-0804 上越市 新光町 1-8-11	(025) 522-3777 —							内・小・外

8 生活関連等施設の該当基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）～抜粋

（生活関連等施設）

第27条 法第102条第1項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）
- 2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第2項のガス小売事業（同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の用に供するものを除く。）
- 3 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 4 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の鉄道施設又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの
- 5 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第12条の2第4項第2号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。）
- 6 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第2条第15号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第2条第4号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第20号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であって、同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
- 7 港湾法（昭和25年法律第218号）第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設
- 8 空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港及び同法第5条第1項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第6条第1項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項の航空保安施設
- 9 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章の規定の適用を受けるダム
- 10 法第103条第1項の危険物質等の取扱所

(危険物質等)

第28条 法第103条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の政令で定める物質は、次のとおりとする。

- 1 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)
- 2 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)
- 3 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類
- 4 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高压ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)
- 5 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。)
- 6 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の7第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)
- 7 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物(同法第32条に規定する許可届出使用者等(同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。)が所持するものに限る。)
- 8 医薬品医療機器等法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)
- 9 電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)
- 10 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)
- 11 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。)又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)

(注) 生活関連等施設は、武力攻撃の標的となるおそれがあるため、当該資料編には記載しないものとする。

生活関連等施設の種類

国民保護法施行令	施設の種類
第 27 条第 1 号	発電所、変電所
第 27 条第 2 号	ガス工作物
第 27 条第 3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
第 27 条第 4 号	鉄道施設、軌道施設
第 27 条第 5 号	電気通信事業者用鋼管設備
第 27 条第 6 号	放送局用無線設備
第 27 条第 7 号	水域施設、係留施設
第 27 条第 8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
第 27 条第 9 号	ダム
第 27 条第 10 号、第 28 条第 1 号	危険物の取扱所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号	毒物劇物取扱所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号	火薬庫、火薬類製造所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号	高圧ガス製造所、高圧ガス貯蔵所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 5 号、第 6 号	核燃料物質の取扱所等
第 27 条第 10 号、第 28 条第 7 号	放射性同位元素の許可届出使用事業者等
第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号	薬局、医薬品の販売業の店舗等（同動物用医薬品）
第 27 条第 10 号、第 28 条第 9 号	高圧ガス取扱所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号	生物剤、毒物取扱所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 11 号	毒性物質取扱所

9 火葬場

令和2年12月現在

名 称 火葬場所在地	電話番号 F A X 番号	火葬場担当部署	電話番号	火葬炉数
上越斎場 上越市大字居多 776	025-543-2634 025-544-1061	上越市役所福祉部 福祉課	025-526-5111	4
頸北斎場 上越市柿崎区柿崎 10496-1	025-536-6096 025-536-6096	上越市役所福祉部 福祉課	025-526-5111	3

10 様式

(1) 公用令書

様式第1号

収用第 号 <div style="text-align: center;"> 公 用 令 書 氏 名 住 所 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお </p> <p> 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 </p> <p> いて準用する第 81 条第 2 項 いて準用する第 81 条第 4 項 </p> <p> の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 </p> <p> (理由) 年 月 日 処分権者 氏名 ㊞ </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">収用すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">所在場所</th> <th style="width: 15%;">引渡月日</th> <th style="width: 15%;">引渡場所</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考																								
収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考																									

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式第2号

保管第 号 <div style="text-align: center;"> 公 用 令 書 氏 名 住 所 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお </p> <p> 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 </p> <p> いて準用する第 81 条第 3 項 いて準用する第 81 条第 4 項 </p> <p> の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 </p> <p> (理由) 年 月 日 処分権者 氏名 ㊞ </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 15%;">保管すべき場所</th> <th style="width: 15%;">保管すべき期間</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																					

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式第 3 号

使用第 号

公 用 令 書

氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条
第 183 条において

準用する第 82 条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。
(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 ㊞

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式第 4 号

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条第 2 項
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 82 条
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお

いて準用する第 81 条第 2 項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)
いて準用する第 81 条第 3 項
いて準用する第 81 条第 4 項
いて準用する第 82 条
に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措
置に関する法律施行令 第 16 条
第 52 条において準用する第 16 条 の規定により、これを交
付する。
(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏名 ㊞

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(2) 安否情報関連

様式第1号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号含む)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

- (注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分
 市町村名：新潟県上越市 担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要な情報	⑫親族、同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 様 (市町村長)		
申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

安 否 情 報 回 答 書

様	年 月 日 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること

(3)被災情報関連

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害 (第 報)

年 月 日 時 分
新潟県上越市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 上越市 町・区 丁目 番 号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

様式第1号

<p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>申請書住所 (電話) 年 月 日 氏名 ㊞</p>	<p>新潟前緊第 号</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日</p> <p>新潟県知事</p>	
番号標に表示されている番号		<p>(注) 1 災害発生時又は武力攻撃事態等においては、新潟県防災局危機対策課若しくは地域振興局企画振興部局にあつては又は新潟県災害対策本部、国民保護対策本部、緊急処理事態対策本部若しくはこれらの地方本部に提出して、所要の手続を受けて下さい。</p> <p>(注) 地域振興局企画振興部への申請は、平日午前8時30分から午後0時15分、午後1時から午後5時15分までとなります。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、新潟県防災局危機対策課に届けて再交付を受けて下さい。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。</p>
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名	() 局 番	
使用者	住所	
	住所	
出発地		
<p>(注) この事前届出書は1部作成して、車検証(写し)と当該車両を使用し行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、新潟県防災局危機対策課に提出して下さい。</p>		

様式第2号

緊急通行車両確認申請書

年 月 日

新潟県知事様

申請者住所
(電話)

氏 名

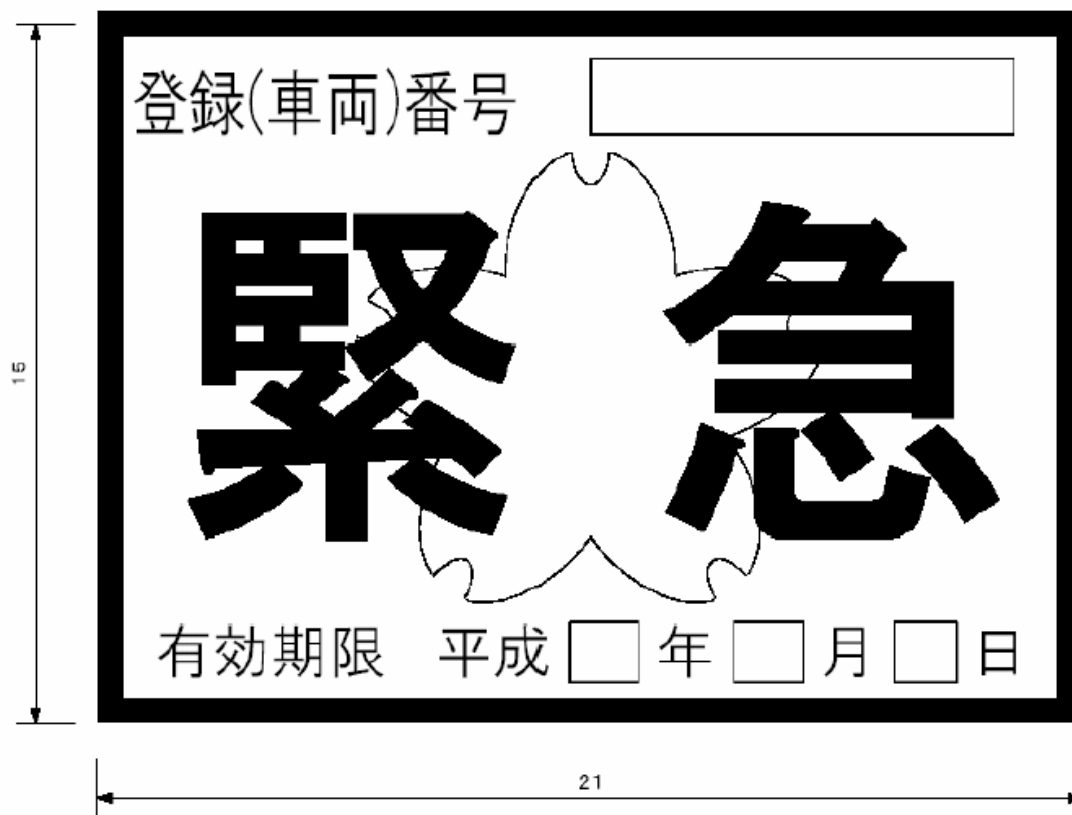
印

番号標に表示 されている番号		(車両登録番号)	
車両の用途 (緊急郵送を 行う車両に あつては、 輸送人員又 は品名)			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備 考			

様式第3号

新潟緊急第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		新潟県知事 公印
番号標に表示 されている番号	(車両登録番号)	
車両の用途 (緊急郵送を 行う車両に あつては、 輸送人員又 は品名)		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考	交付者	

様式第4号 (標章)



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第1号様式 (第5条関係)

特殊標章等の交付に関する台帳

登録 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年 月日	資格	交 付 の 年 月 日	有効期間の 満了年月日	身長	眼の 色	頭髪 の色	血液型	特殊標章等の 種類及び数量	身分証明書交 付のときは証 明書番号	返還年月日	備 考

第2号様式（第6条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 郵便番号
 住 所
 氏名（漢字）
 〃（ローマ字）
 電話番号
 E-mail
 生年月日（西暦） 年 月 日

次のとおり特殊標章等の交付を申請します。

特殊標章等の種類	<input type="checkbox"/> 腕章 <input type="checkbox"/> 帽章 <input type="checkbox"/> 旗 <input type="checkbox"/> 車両章 <input type="checkbox"/> 身分証明書	
識別のための情報 （腕章及び帽章の 交付の場合に記載）	身長： c m 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (R h 因子)	顔写真 縦4×横3 cm
標章の使用場所等 （旗及び車両章の 交付の場合に記載）	標章を使用する場所、車両、船舶、航空機等の概要 標章の交付申請数 旗 枚 車両章 枚	

第3号様式（第6条関係）

決定
 特殊標章等に係る交付 通知書
 却下

第 号
 年 月 日

様

上越市長 印

□と お
 □理由によ

年 月 日付けで申請のあった特殊標章等の交付について、次の

り 決 定

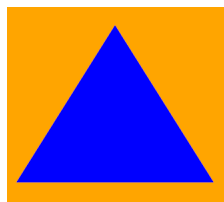
したので通知します。

り申請を却下

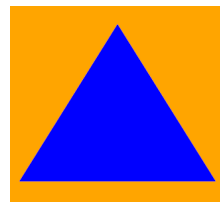
決定	特殊標章等の種類	□腕章 □帽章 □旗 □車両章 □身分証明書
	標章の交付数	旗 枚 車両章 枚
却下	理 由	

第4号様式（第7条関係）

表面



上越市長
MAYOR OF JOETSU CITY



身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う人用
for civil defence personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his/her capacity as

.....
.....

交付等の年月日/Data of issue 証明書番号/No. of card

許可権者の署名/ Signature of issuing authority

上越市長

有効期間の満了日/ Data of expiry

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

第5号様式（第8条関係）

特殊標章等再交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり特殊標章等の再交付を申請します。

再交付を受けたい特殊標章等の種類、数量及び登録番号又は証明書番号		
紛失年月日又は身分証明書の記載事項変更年月日	年 月 日	
紛失の状況又は汚損若しくは破損の理由		
身分証明書の記載事項の変更による再交付申請の場合	変更前記載事項	
	変更後記載事項	
その他必要な事項		

第6号様式（第8条関係）

決定
 特殊標章等に係る再交付 通知書
 却下

第 号
 年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった特殊標章等の再交付について、次の
とお
理由に
 り 決 定
 したので通知します。
 より申請を却下

決定	特殊標章等の種類	<input type="checkbox"/> 腕章 <input type="checkbox"/> 帽章 <input type="checkbox"/> 旗 <input type="checkbox"/> 車両章 <input type="checkbox"/> 身分証明書
	標章の交付数	旗 枚 車両章 枚
却下	理 由	

1 1 例規等

(1) 上越市国民保護対策本部及び上越市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上越市国民保護対策本部及び上越市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 上越市国民保護対策本部長は、上越市国民保護対策本部の事務を総理する。

- 2 上越市国民保護対策副本部長は、上越市国民保護対策本部長を補佐し、上越市国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 上越市国民保護対策本部員は、上越市国民保護対策本部長の命を受け、上越市国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 上越市国民保護対策本部に、前3項に規定する者のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 上越市国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、上越市国民保護対策本部長が招集する。

- 2 上越市国民保護対策本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対して意見を求めることができる。

(部)

第4条 上越市国民保護対策本部長は、必要と認めるときは、上越市国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき上越市国民保護対策本部員及び第2条第4項の職員は、上越市国民保護対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、上越市国民保護対策本部長の指名する上越市国民保護対策本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を統括する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定に基づき、法第35条第1項の規定により市長が作成する国民の保護に関する計画で定めるところにより、上越市国民保護対策本部に、上越市国民保護現地対策本部を置く。

- 2 上越市国民保護現地対策本部に上越市国民保護現地対策本部長、上越市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、上越市国民保護対策副本部長その他の上越市国民保護対策本部員及び第2条第4項の職員のうちから上越市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 上越市国民保護現地対策本部長は、上越市国民保護現地対策本部の事務を統括する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、上越市緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、上越市国民保護対策本部及び上越市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 上越市国民保護協議会条例

平成18年3月31日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、上越市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 協議会の委員の定数は、45人とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員の解任)

第5条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 協議会に幹事45人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、委員及び専門委員の所掌事務の遂行を補佐する。

(部会)

第7条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 上越市国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市国民保護協議会条例（平成18年条例第4号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、上越市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事会)

第2条 会長は、必要に応じて条例第6条に規定する幹事による会議（以下「幹事会」という。）を招集することができる。

- 2 幹事会は、会長があらかじめ指名する幹事が幹事会の議長となる。
- 3 幹事会の議長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 4 幹事会は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。
- 6 幹事会の議長は、幹事会において調査又は審議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(部会)

第3条 会長は、条例第7条に規定する部会（以下「部会」という。）の名称及び部会で調査又は審議をする事項について、協議会に諮って定める。

- 2 部会の会議は、部会長が会長の承認を得て招集し、部会長が部会の議長となる。
- 3 部会の会議は、部会に属する委員及び専門委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 部会の会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会の議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会において調査又は審議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(協議会等の会議の招集通知)

第4条 協議会及び部会の会議並びに幹事会（以下「協議会等の会議」という。）の招集通知には、当該会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載するものとする。

(会議の公開)

第5条 協議会等の会議は、これを公開する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会等の会議の運営に支障があると認めるときは、協議会に諮って当該会議を非公開とすることができる。

(協議会等の会議の代理出席)

第6条 協議会の委員及び部会に属する委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第8号の規定により市長が任命した者を除く。）並びに幹事は、やむを得ず協議会等の会議に出席できないときは、当該委員又は幹事の属する機関の職員のうちから当該委員又は幹事の指名する者をもって代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、協議会等の会議に調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説

明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録の作成)

第8条 協議会は、協議会等の会議の終了後速やかに当該会議の会議録を作成し、保存しなければならない。

(公印)

第9条 会長の公印は、次のとおりとする。

議 民 上
会 保 越
長 護 市
印 協 国

2 公印の書体は、てん書とし、寸法は、方22ミリメートルとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民安全課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

(4) 上越市防災行政無線局（移動系）管理運用規程

平成20年12月10日

訓令第8号

改正 平成23年7月25日訓令第6号

平成24年3月30日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、災害対策に係る事務について円滑な通信を確保するため、上越市地域防災計画及び上越市国民保護計画に基づき設置する上越市防災行政無線局（移動系）（以下「無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号）その他の法令（以下「電波法等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「移動系」とは、統制局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信系をいう。

2 この規程において「統制局」とは、市役所木田庁舎に設置し、無線局を統制する機能を有する局をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、電波法等において使用する用語の例による。

(無線局の組織等)

第3条 無線局に総括管理者、通信管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用に関する業務を総括し、通信管理者を指揮監督する。

3 通信管理者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用に関する業務を掌理するとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。

4 通信管理者は、総括管理者に事故があるとき又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

5 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、所管する無線設備の管理及び運用に関する業務を処理し、所属する通信取扱者を指揮監督する。

6 通信取扱者は、通信取扱責任者の命を受け、所管する無線設備の操作及び点検を行うものとする。

7 無線局の組織は、別表のとおりとする。

(通信事項)

第4条 無線局の通信事項は、災害対策に係る事務に関するものとする。

(通信の種類)

第5条 通信の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

(1) 一斉通信 統制局から全ての陸上移動局に対して一斉に行う通信

(2) グループ通信 統制局から複数の陸上移動局で構成されるグループ（以下「グループ」という。）に対して行う通信及び一の陸上移動局からグループ内の他の全ての陸上移動局に対して行う通信

(3) 個別通信 統制局と一の陸上移動局との間で行う通信及び二の陸上移動局間で行う通信

(通信の統制)

第6条 通信管理者は、必要と認めるときは、通信を統制することができる。

2 通信管理者は、前条各号に掲げる通信の種類に応じて、1回の通信における制限時間を定めることができる。この場合において、当該制限時間が経過したときは、通信を強制終了するものとする。

(通信状況の把握)

第7条 通信管理者は、無線局の通信状況を把握し、通信取扱責任者に対し、必要な指示を行わなければならない。

(通信訓練の実施)

第8条 通信管理者は、訓練計画を定め、定期的に通信訓練を実施するものとする。

(無線設備の管理)

第9条 通信管理者は、無線設備の状態を監視し、無線局の機能を十分発揮することができるよう管理しなければならない。

2 通信管理者は、無線設備のうち重要と認める無線設備について、1年につき1回以上、定期点検をしなければならない。

3 通信取扱者は、所管する無線設備について、1週間につき1回以上、日常点検をし、直ちにその結果を通信取扱責任者に報告しなければならない。

4 通信取扱責任者は、前項に規定する日常点検の結果、所管する無線設備に故障その他の異常があったときは、直ちにその旨を通信管理者に報告しなければならない。

5 通信管理者は、第2項に規定する定期点検の結果、無線設備に故障その他の異常があったとき又は前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(無線局の変更)

第10条 通信管理者は、無線局の管理及び運用を変更する必要があるときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けて、無線局の管理及び運用を変更するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成20年12月11日から実施する。

改正文 (平成23年訓令第6号) 抄

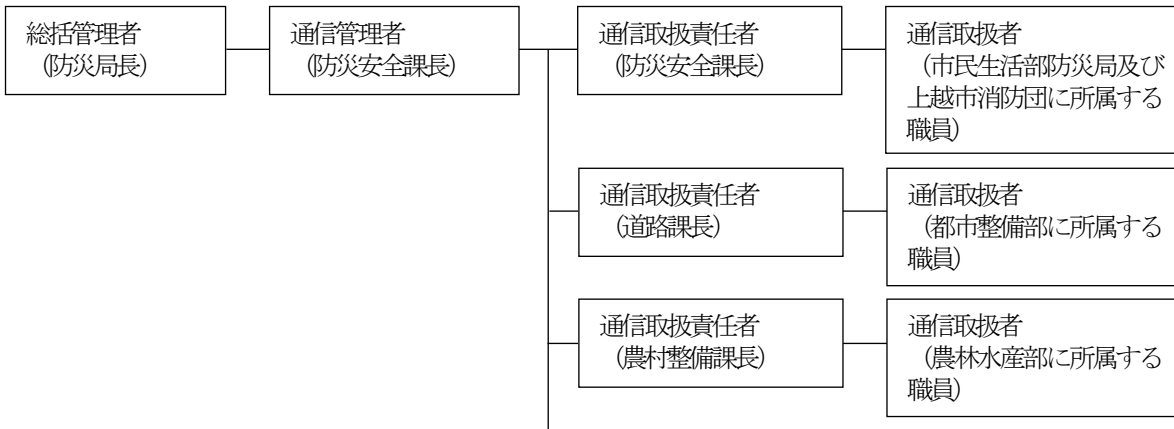
平成23年7月25日から実施する。

改正文 (平成24年訓令第4号) 抄

平成24年4月1日から実施する。

別表 (第3条関係)

上越市防災行政無線局 (移動系) 組織図



通信取扱責任者 (安塚区総合事務所 次長)	通信取扱者 (安塚区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (浦川原区総合事務 所次長)	通信取扱者 (浦川原区総合事務所こ 所属する職員)
通信取扱責任者 (大島区総合事務所 次長)	通信取扱者 (大島区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (牧区総合事務所次 長)	通信取扱者 (牧区総合事務所に所属 する職員)
通信取扱責任者 (柿崎区総合事務所 次長)	通信取扱者 (柿崎区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (大淵区総合事務所 次長)	通信取扱者 (大淵区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (頸城区総合事務 所次長)	通信取扱者 (頸城区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (吉川区総合事務所 次長)	通信取扱者 (吉川区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (中郷区総合事務所 次長)	通信取扱者 (中郷区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (板倉区総合事務所 次長)	通信取扱者 (板倉区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (清里区総合事務所 次長)	通信取扱者 (清里区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (三和区総合事務所 次長)	通信取扱者 (三和区総合事務所に所 属する職員)
通信取扱責任者 (名立区総合事務所 次長)	通信取扱者 (名立区総合事務所に所 属する職員)

(5) 上越市特殊標章等の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、本市の区域の武力攻撃事態等に係る特殊標章等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- (2) 特殊標章等 国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。
- (3) 国民保護措置 国民保護法第16条の規定により市長が実施する国民の保護のための措置をいう。

(特殊標章)

第3条 特殊標章の種類、表示、形状及び制式は、別表のとおりとする。

(交付対象者)

第4条 特殊標章等の交付の対象となる人（以下「交付対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市の職員
- (2) 消防団員
- (3) 市長から委託を受け国民保護措置に係る業務を行う人
- (4) 国民保護措置の実施に必要な援助について協力をを行う人

(腕章等の交付等)

第5条 市長は、武力攻撃事態等に至った場合に、腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。ただし、武力攻撃事態等に至らない場合にあっても、国民保護措置に係る訓練又は啓発を行うときその他市長が必要と認めるときは、腕章等を交付し、又は貸与することができる。

2 市長は、前項の規定により腕章等の交付又は貸与を行う場合において、国民保護措置に係る職務、業務、協力、訓練又は啓発のために使用される場所、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、必要に応じて、旗及び車両章（以下「旗等」という。）を交付し、又は貸与することができる。

3 市長は、前2項の規定による特殊標章等の交付を行うときは、特殊標章等の交付に関する台帳（第1号様式）に交付を受ける人の氏名、生年月日その他必要事項を記載するものとする。

(交付の申請等)

第6条 第4条第3号及び第4号に掲げる交付対象者が、前条第1項本文の規定により腕章等の交付を受けようとするときは、特殊標章等に係る交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、特殊標章等の交付の可否

決定

を決定したときは、特殊標章等に係る交付 通知書（第3号様式）により通知するものとする。

却下

(身分証明書の交付等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等の交付を行うときは、あわせて身分証明書(第4号様式)を交付するものとする。

2 前項の規定により身分証明書の交付を受けた人は、腕章等を使用するときは、身分証明書を携帯しなければならない。

3 身分証明書の有効期間は、交付のときから第10条の規定による特殊標章等の返還のときまでとする。

(特殊標章等の再交付の申請等)

第8条 第5条第1項及び第2項の規定により特殊標章等の交付を受けた人は、特殊標章等を紛失したとき、特殊標章等が使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したとき又は特殊標章等のうち身分証明書の記載事項に変更があったときは、特殊標章等再交付申請書(第5号様式)により再交付を申請するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、特殊標章等の再交付の可
決定
否を決定したときは、特殊標章等に係る再交付 通知書(第6号様式)により通知する
却下
ものとする。

3 第1項の場合において、汚損又は破損により特殊標章等の再交付を申請するときは、汚損し、又は破損した特殊標章等を市長に提出しなければならない。

(濫用の禁止)

第9条 特殊標章等の交付又は貸与を受けた人(以下「所持者」という。)は、特殊標章等を譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 所持者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行う場合又は訓練若しくは啓発の用に使用する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 旗等を表示した場所等は、専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力の用に使用されなければならない。

(返還)

第10条 所持者は、国民保護措置に係る職務、業務、協力、訓練若しくは啓発を行わなくなったとき又は市長が返還を命じたときは、交付又は貸与を受けた特殊標章等を市長に返還しなければならない。

(特殊標章等の意義等の周知)

第11条 市長は、第5条第1項及び第2項の規定により特殊標章等の交付又は貸与を行うときその他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、使用、管理等について説明を行い、周知を図るものとする。

(庶務)

第12条 本市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理課が行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月3日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第3号様式及び第6号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第3号様式及び第6号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月30日から実施する。

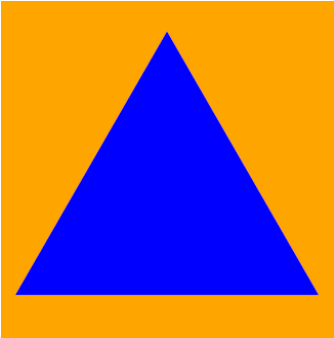
(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第2号様式及び第5号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第2号様式及び第5号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

種類	表示	形状	制式
腕章	左腕に表示		<p>① オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※ 一連の登録番号を表面右下隅に付する。 (例：上越市1)</p>
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

(6) 上越市国民保護協議会委員名簿

令和2年10月1日現在

区分	所属機関	職名	委員氏名
会長	上越市	市長	村山秀幸
第一号	上越森林管理署	署長	猪股英史
	国土交通省高田河川国道事務所	事務所長	堀尚紀
	新潟地方気象台	台長	大矢正克
	上越海上保安署	署長	大井良司
第二号	陸上自衛隊第5施設群	群長	庭田徹
第三号	上越地域振興局	局長	三木公一
	上越警察署	署長	岡村厚
	妙高警察署	署長	久須美賀通
第四号	上越市	副市長	野口和広
第五号	上越市教育委員会	教育長	早川義裕
	上越地域消防事務組合	消防局長	伊藤公雄
第六号	上越市	理事	高橋一之
	〃	総務管理部長	八木智学
	〃	企画政策部長	池田浩
	〃	自治・市民環境部長	影山直志
	〃	健康子育て部長	大山仁
	〃	産業観光交流部長	小田基史
	〃	都市整備部長	波塚泰一
	〃	ガス水道局長	中澤雅人
第七号	東北電力ネットワーク株式会社 上越電力センター	所長	堀越和宏
	日本通運株式会社 高田支店	次長	種橋徹
	東日本電信電話株式会社 新潟支店	新潟支店長	飯塚智
	株式会社ドコモCS 新潟支店	ネットワーク部長	岡野由樹
	東日本高速道路株式会社新潟支社 上越管理事務所	所長	佐藤亜樹男
	日本郵便株式会社 高田郵便局	局長	樋山一良
	北越急行株式会社	経営管理部長	小嶋晴男
	頸城自動車株式会社	代表取締役社長	山田知治
	佐渡汽船株式会社	総務部長	土屋亨
	公益社団法人新潟県トラック協会上越支部	上越運送(株)総務部長	太田正明
	エフエム上越株式会社	代表取締役	熊田唯志
	上越ケーブルビジョン株式会社	放送部長	福嶋良章
第八号	上越市消防団	副団長	笹原忠司
	上越市町内会長連絡協議会	理事	笠原完治
	上越商工会議所	常議員	新井康祐
	えちご上越農業協同組合	総務部長	松枝富夫
	一般社団法人上越医師会	事務長	立入充
	一般社団法人上越薬剤師会	事務局長	上野憲夫
	公益社団法人新潟県柔道整復師会 上越ブロック	上越地区長	田中公彦
	NPO法人新潟県災害救援機構	理事長	梅澤圓了
	上越人権擁護委員協議会	会長	西山工三
	公益社団法人上越国際交流協会	事務局長	佐藤睦子
	一般社団法人新潟県老人福祉施設協議会 第5ブロック	部会長	関原礼敏
	NPO法人マミーズ・ネット	理事長	中條美奈子
	市民委員	—	内山昭良
	市民委員	—	矢野祐二

(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(平成16年法律第112号) ~抜粋~

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第39条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第35条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第33条第6項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第40条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又その指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第38条第5項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第38条第7項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

上越市国民保護計画資料編

令和2年12月修正

編集・発行

上越市【防災危機管理部市民安全課】

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

電話 025-526-5111 (代表)

F A X 025-526-5061 (直通)

E-mail shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp
